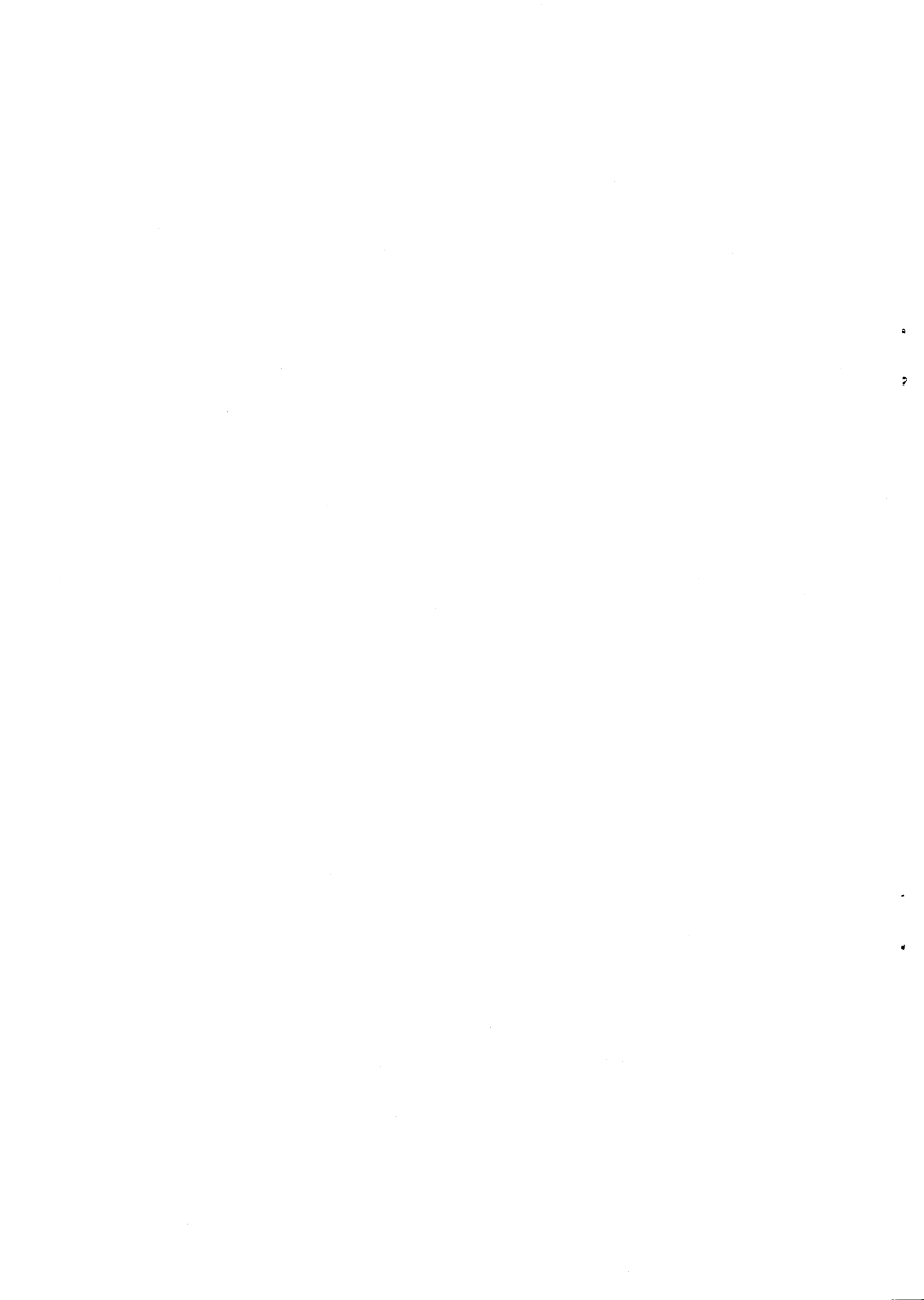


# 平成24年度 電気保安研修会資料

平成24年10月

中部経済産業局  
資源エネルギー環境部  
エネルギー対策課



# 再生可能エネルギーの現状と 政策の動向について



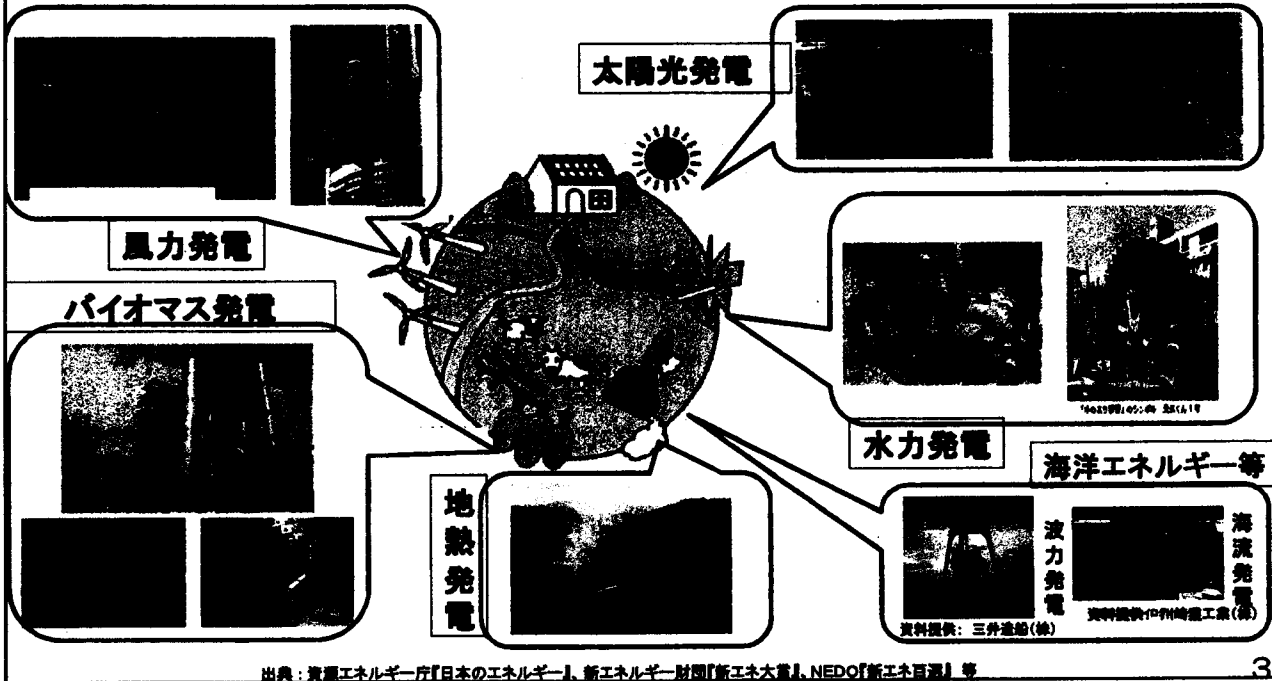
平成24年10月10日  
中部経済産業局  
エネルギー対策課

## I. 全般の状況



# 再生可能エネルギーとは？

- 「再生可能エネルギー源」とは、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの。
- 具体的には、「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス」などをさす。



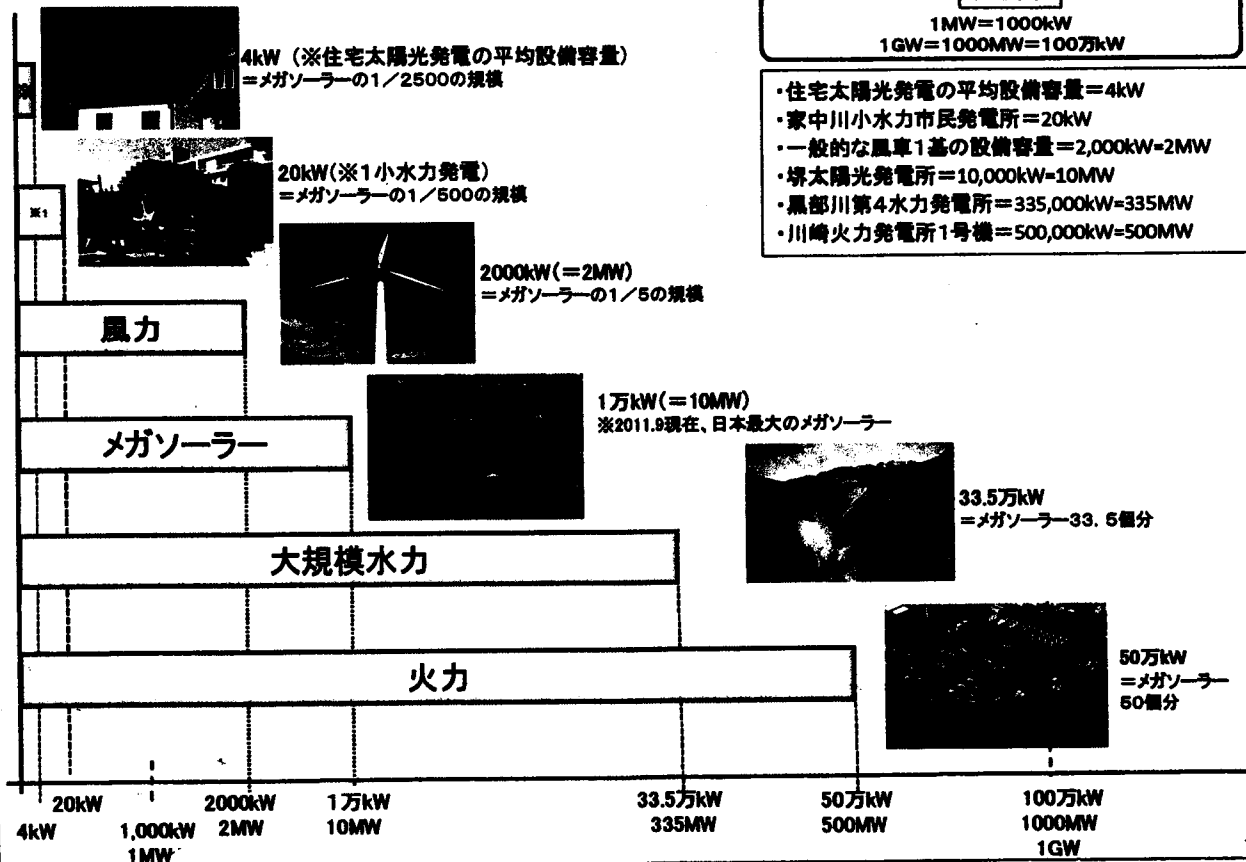
出典：資源エネルギー庁『日本のエネルギー』、新エネルギー財団『新エネ大賞』、NEDO『新エネ百選』等

# 再生可能エネルギーの発電規模イメージ

単位換算表

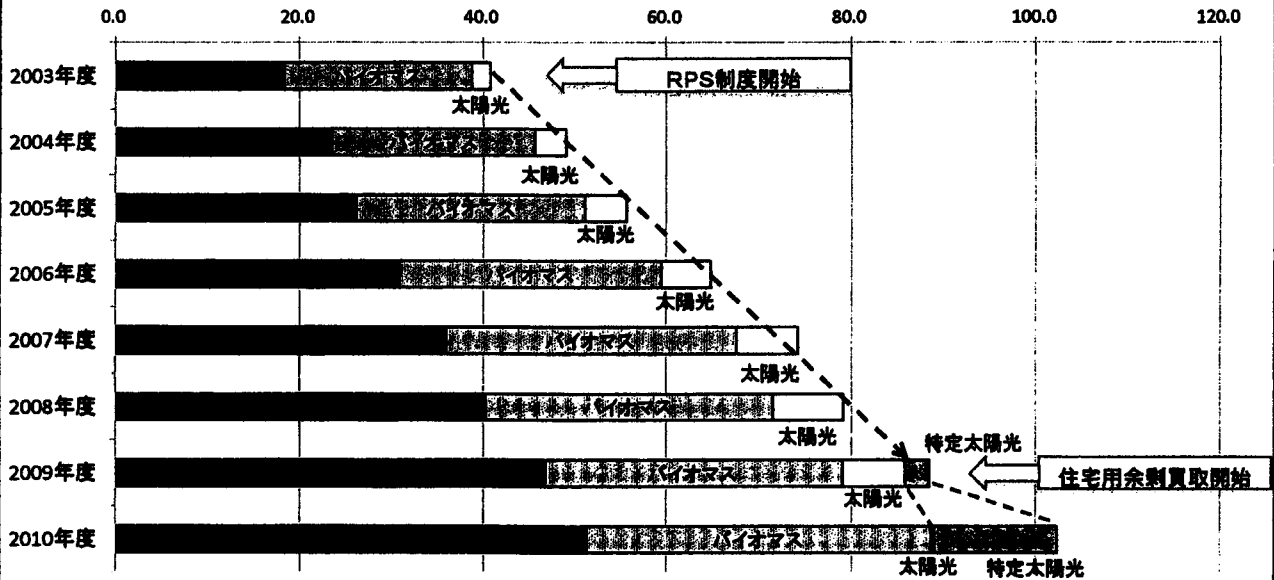
1MW=1000kW  
1GW=1000MW=100万kW

- ・住宅太陽光発電の平均設備容量=4kW
- ・家中川小水力市民発電所=20kW
- ・一般的な風車1基の設備容量=2,000kW=2MW
- ・堺太陽光発電所=10,000kW=10MW
- ・黒部川第4水力発電所=335,000kW=335MW
- ・川崎火力発電所1号機=500,000kW=500MW



■ 2003年に、電力会社に一定量の再生可能エネルギーの活用を義務づけるRPS制度を導入。その後、再生可能エネルギーによる電力供給量は倍増している。

再生可能エネルギー等発電量(電力会社による調達量)の経年変化(億kWh)

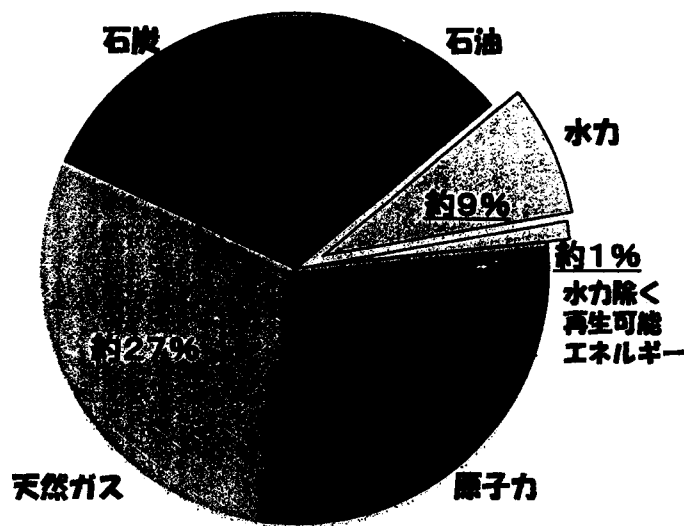


※本データはRPS法の認定を受けた設備からの電力供給量を示したもので、RPS法施行前の電力量、RPS法の認定を受けていない設備から発電された電力量、及びRPS法の認定を受けた設備から発電され、自家消費された電力量は本データには含まれない。  
 ※平成21年11月より余剰電力買取制度の対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出。

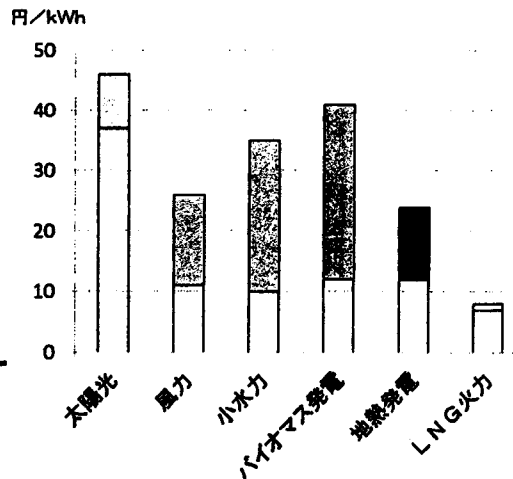
日本の電源構成

■ 2010年度の発電電力量のうち、水力発電を除く狭義の再生可能エネルギーは約1%。  
 ■ コスト高が課題。その普及には、市場原理を補う仕組みが必要。

我が国の年間発電電力量の構成(2010年度)



現在の発電コストの比較例



(注)「再生可能エネルギー等」の「等」には、廃棄物エネルギー回収、廃棄物燃料製品、廃熱利用熱供給、産業蒸気回収、産業電力回収が含まれる。  
 (出所)資源エネルギー庁「平成22年度電源開発の概要」を基に作成

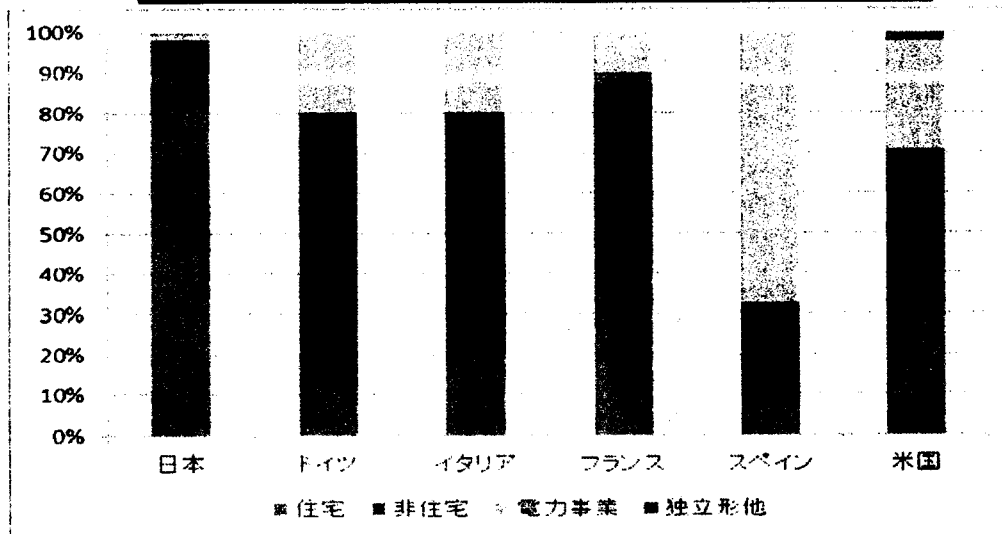
# I-1: 太陽光



## 太陽光発電全般 : 分野別シェア

- 我が国太陽光発電市場は、住宅用の占めるシェアが8割と住宅用に特化して発達。対する欧米の住宅用シェアは2割前後。
- メガソーラーの本格的導入拡大に加え、日本の特徴である住宅屋根の利用拡大も鍵。

太陽光発電の設置形態に関する国際比較 (2010年)



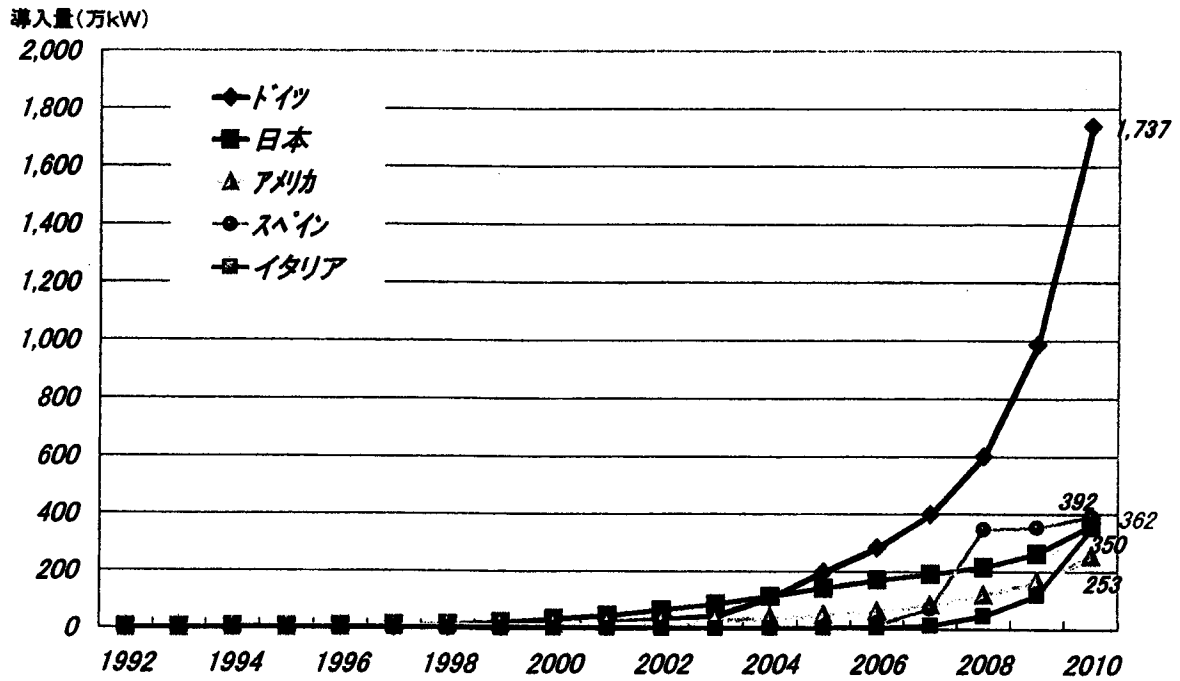
(出典)IEAや各国業界団体等の資料をもとに資源総合システム調べ

(注)・上記グラフは出力ベースで比較。

・上記グラフの作成にあたっては、住宅用については主として住宅の屋根に設置する小規模なもの、非住宅用については主として工場や商業施設の屋根等に設置する中規模なもの、電力事業については主として地上に設置する大規模なもの、独立型については系統に接続しない自家消費用の設備。

# 太陽光発電全般：導入量の国際比較

■ 日本の太陽光発電の導入量は、世界第3位（2010年時点）。  
■ ドイツ、スペインが急速に伸びているほか、米国の導入量も急拡大中。

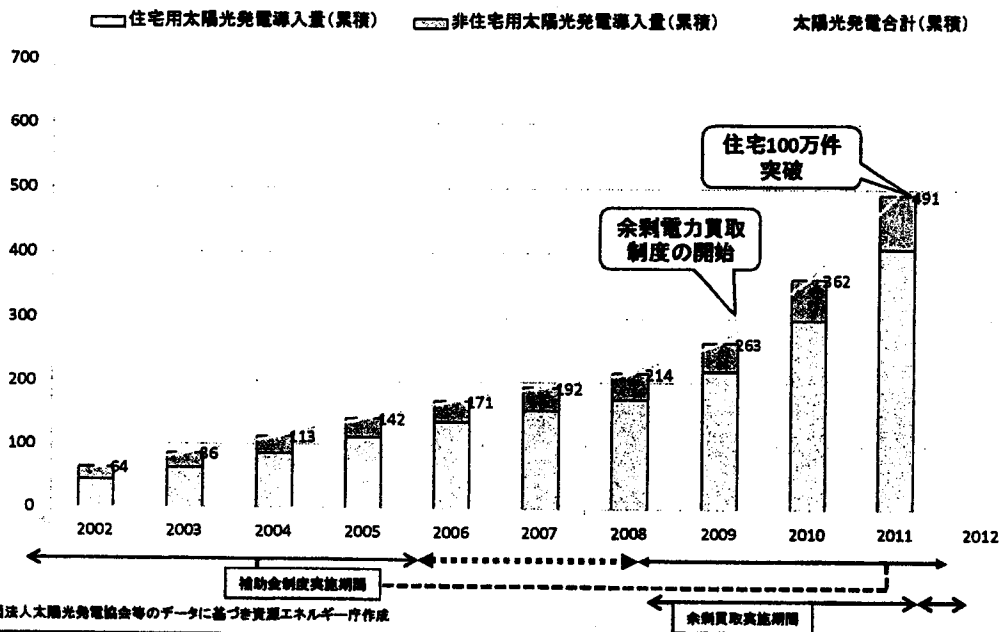


注1 出典:Trends in Photovoltaic Applications/IEA/PVPS  
注2 IEA PVPS参加国:オーストラリア、オーストリア、カナダ、スイス、デンマーク、ドイツ、スペイン、フランス、英国、イスラエル、イタリア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、ポルトガル、マレーシア、トルコ

# 余剰買取制度の導入と太陽光発電の導入量の推移

■ 2009年には、住宅用太陽光の分野が、余剰買取制度導入により一足先に固定価格による調達に移行。その結果、制度導入前の2008年で累計約214万kW（約50万世帯）だった太陽光発電の導入量が、施行後3年間で491万kW（100万世帯超）へと倍増。

太陽光発電の導入量の推移



出典:一般社団法人太陽光発電協会等のデータに基づき資源エネルギー庁作成

# 住宅用太陽光 : 6月までの支援スキーム

- 平成21年1月より、5年間の約束で、住宅用太陽光発電システムへの補助を開始。補助金額と対象上限金額は、徐々に引き下げ。
- 平成21年11月には、余剰電力買取制度を導入。政府が決める価格で自家消費分をのぞく余剰電力の買取を電力会社に義務づけ。
- 平成24年7月以降、固定価格買取制度を導入。

### ○補助金制度の対象

- ①出力: 10kW未満であること
- ②変換効率が一定以上のもの
- ③一定の品質・性能が一定期間確保されているもの

### ○余剰電力買取制度の骨格

- ①太陽光発電で作られた電力のうち、余剰分が対象
- ②政府が決めた価格で10年間買い取り。
- ③価格は、住宅用と非住宅用で別途設定。

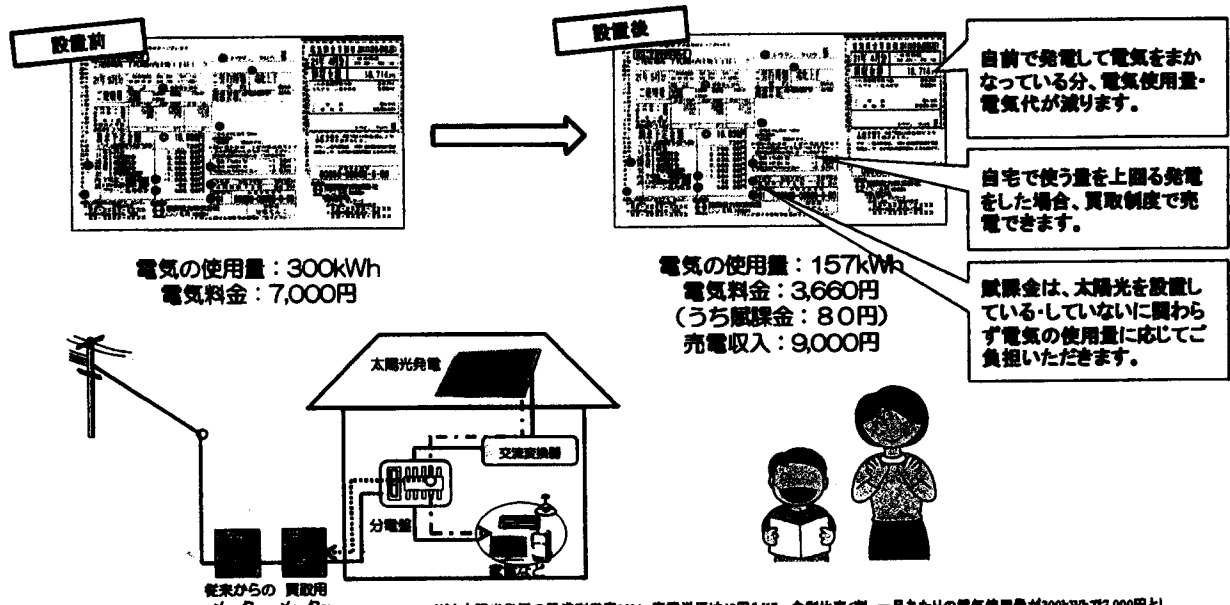


年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
住宅 (10kW未満)	補助金 (上限金額)	7万円/kW (70万円/kW)	7万円/kW (70万円/kW)	7万円/kW (65万円/kW)	4.8万円/kW (60万円/kW)	(ア) 3.5万円/kW (47.5万円/kW) (イ) 3.0万円/kW (55万円/kW)
	買取価格	-	48円/kWh	48円/kWh	42円/kWh	42円/kWh
非住宅 (10kW以上 ~500kW未満)	買取価格	-	24円/kWh	24円/kWh	40円/kWh	40円/kWh

(注)平成24年度の補助額は、システム価格が47.5万円/kW以下のものには3.5万円/kWと設定され(表中(ア))、55万円/kW以下のものには3.0万円/kWと設定される(表中(イ))。※補助金制度は7月以降も継続。

# 住宅用太陽光 : 電力買取に関するモデル・ケース

- 4kWの太陽光発電（現状約200万円程度）を設置した標準的なご家庭の場合、太陽光パネルが作った電気をご自身のご家庭で利用することで、月々の電気料金は約7000円から約3660円程度に低下。
- 加えて、発電した電気の余剰分を売ることによって、9000円程度の収入あり。

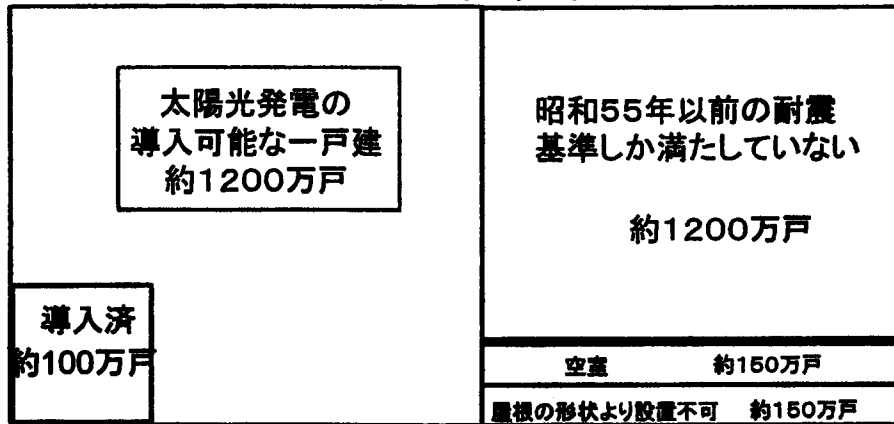


(注)太陽光発電の設備利用率12%、発電単価は42円/kWh、余剰比率6割、一月あたりの電気使用量が300kWhで7,000円とし、太陽光発電導入後もご家庭での電気使用量は300kWhで変わらないという仮定のもと、試算しています。賦課金は、再生可能エネルギーが相当程度普及が進んだ時点での単価(0.5円/kWh)を引用しています。



- 我が国の足下の導入量は90万戸程度。2020年代のできるだけ早い時期に1,000万戸の導入を達成するためには、毎年度90万戸程度の導入が必要。
- 一般の御家庭でも比較的導入がしやすい「屋根貸し」制度の導入等の工夫が必要か。

我が国の一戸建て総数: 約2700万戸



日本全国に約2,700万戸ある1戸建てのうち、約1200万戸は昭和55年以前の耐震基準であるため、重い太陽光パネルを屋根に設置することが困難であると仮定。また、150万戸は空室であるため太陽光パネルが設置されないものと仮定。150万戸は屋根の形状(例えば急な角度の屋根)により設置困難であると仮定。こうした仮定の下で推計すると、日本全国で太陽光パネルを設置可能な一戸建ては約1200万戸。そのうち、現時点で90万戸に導入済み。

(出典)平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査事業<太陽光発電及び太陽熱利用の導入可能性に関する調査(委託先:みずほ情報総研)>より資源エネルギー庁作成

- 地域における導入事例としては、市民ファンド等が行う発電設備の設置の取組例あり。
- 新たなビジネスモデルを構築を通じ、更に外部資金を導入し、再生可能エネルギーの導入を加速を図るのも、大事な選択肢か。地域金融等の活性化も。

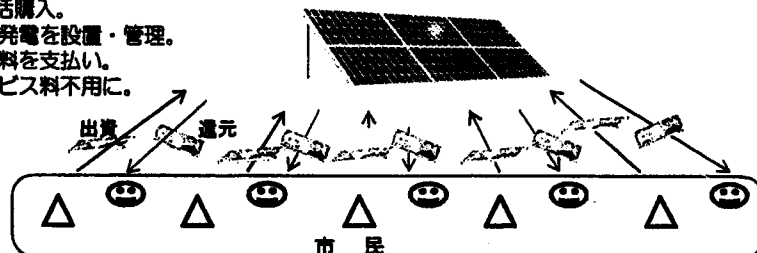
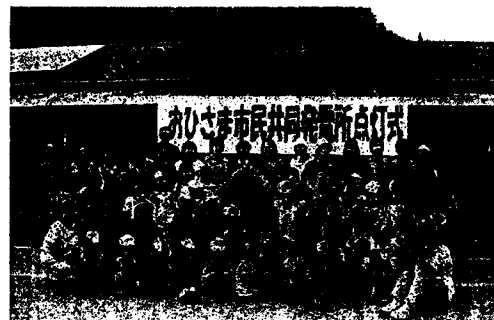
取組例: 市民太陽光

<南信州おひさまファンド>

設置場所: 保育園などの公共施設や事業所等の民間施設  
(長野県飯田市)  
設置者: 市民、おひさま進歩エネルギー株式会社  
設備容量: 5~20kW×162か所  
稼働日: 2004年度より開始

主に個人の方からの出資を募集し、国の補助金と併せて事業費に活用する仕組みで行っています。

- > 全国の市民や法人から一口10万円か50万円を出資を集め、「おひさま進歩エネルギー」がパネルを一括購入。
- > 同社が家庭や保育園、介護施設等に太陽光発電を設置・管理。
- > 利用者は、同社に9年間にわたりサービス料を支払い。
- > 10年目にパネルは利用者へ譲渡されサービス料不用に。
- > 飯田信金も融資を通じて支援。



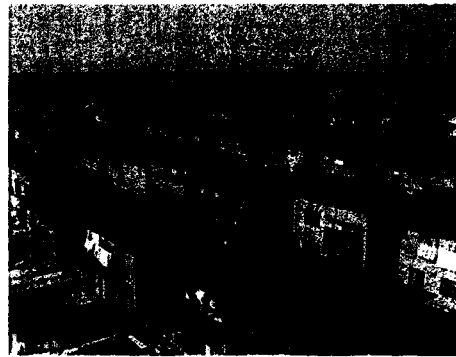
- 群馬県太田市では、太陽光発電が普及する過程で、特定のエリアに集中して太陽光が導入された場合に起こりうる、系統への影響等を明らかにし、その対策の技術開発を進めることを目的（※）とした実証を実施。

取組例:住宅用太陽光

<世界最大規模の住宅用太陽光発電システム>

設置場所：群馬県太田城西町（バルタウン 城西の杜）  
 設備容量：2,129kW（553戸）  
 稼働日：2004年度より開始（※）「NEDOによる集中連系型太陽発電システム実証研究」

事業地区である城西町は、777戸のうち553戸に太陽光が導入されており、世界最大規模の太陽光導入エリアです。国内外から多くの方々が見学や取材に訪れています。



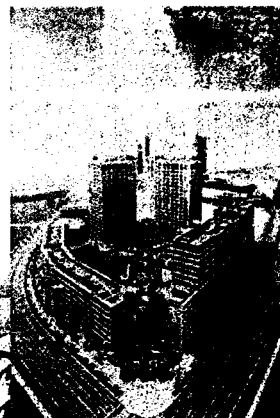
- 管理組合での合意の難しさ、補助金の適用可否の判断の難しさなどから、集合住宅等への設置は、相対的に遅れている分野。
- 最近では、新築を中心に、パネルを設置する動きも加速。

取組例:太陽光マンション

<パークシティ柏の葉キャンパス>

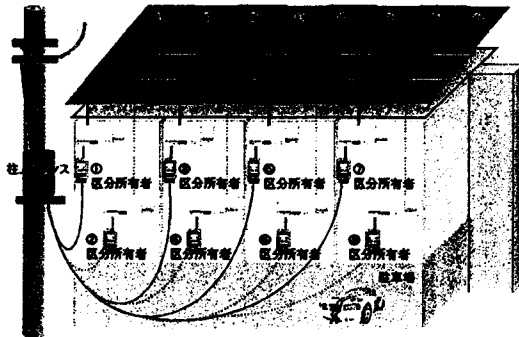
設置場所：千葉県柏市  
 設置者：三井不動産レジデンシャル  
 設備容量：20kW  
 稼働日：2010年9月、2011年7月

同社では、すでに5件で太陽光発電を導入しているマンションがあるほか、今後も13件程度の導入を予定している。



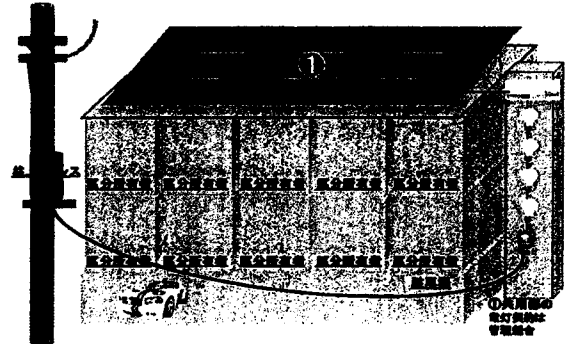
- マンションへの太陽光発電の設置方式は、各世帯に供給する方式と共用部分に供給する方式の2種類あり。
- 前者は余剰買取となるが、補助金対象。後者は全量買取となるが、補助金は非対象。

方式1：各世帯毎に配線し、  
各世帯毎に売電契約する場合



- 余剰買取の対象
- 補助金の交付あり (●●kW以下)
- 配線が複雑。発電量が少ない。

方式2：管理組合で共用部分に使用し、  
組合が一括して売電契約する場合

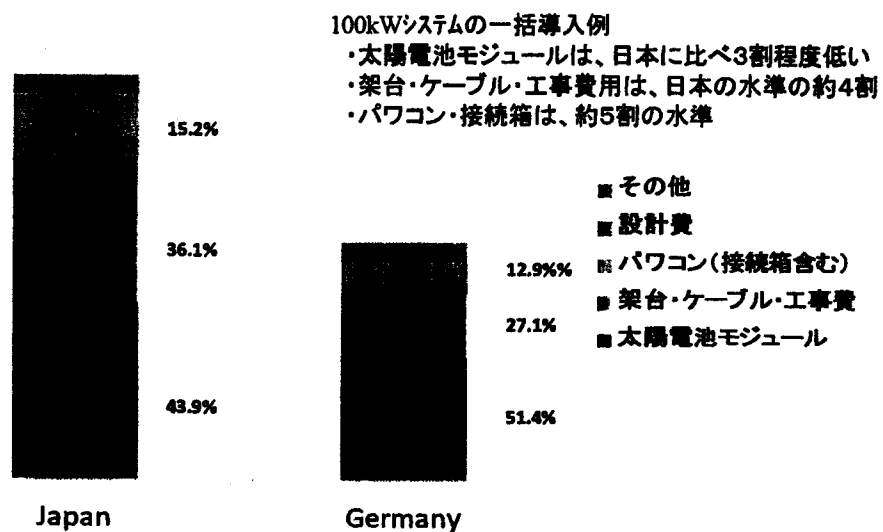


- 全量買取の対象  
(法人格なき管理組合も対象)
- 補助金の交付なし (●●kW以上)
- 配線は単純。まとまった発電量。合意が困難。

※) 「建物の区分所有等に関する法律」第17条によれば、共用部分の変更は、原則、区分所有者及び議決権の各3/4の多数による議決が必要となっている。

- 全国に80箇所程度存在。補助金の存在を前提とした、CSRや実証ものが多く、今は、事業化段階への端境期。まだまだコストが高く、40~50万円/kW台が多い(海外では30万円を切る例も)。
- 中国等の参入により、世界的にパネルコストが急落。パネル産業のスマイルカーブ化が急速に進展。架台設置や補機類のコスト、インテグレーター的能力などが国際競争力上は重要なファクターに。

<日欧の太陽光発電のシステム価格の比較>

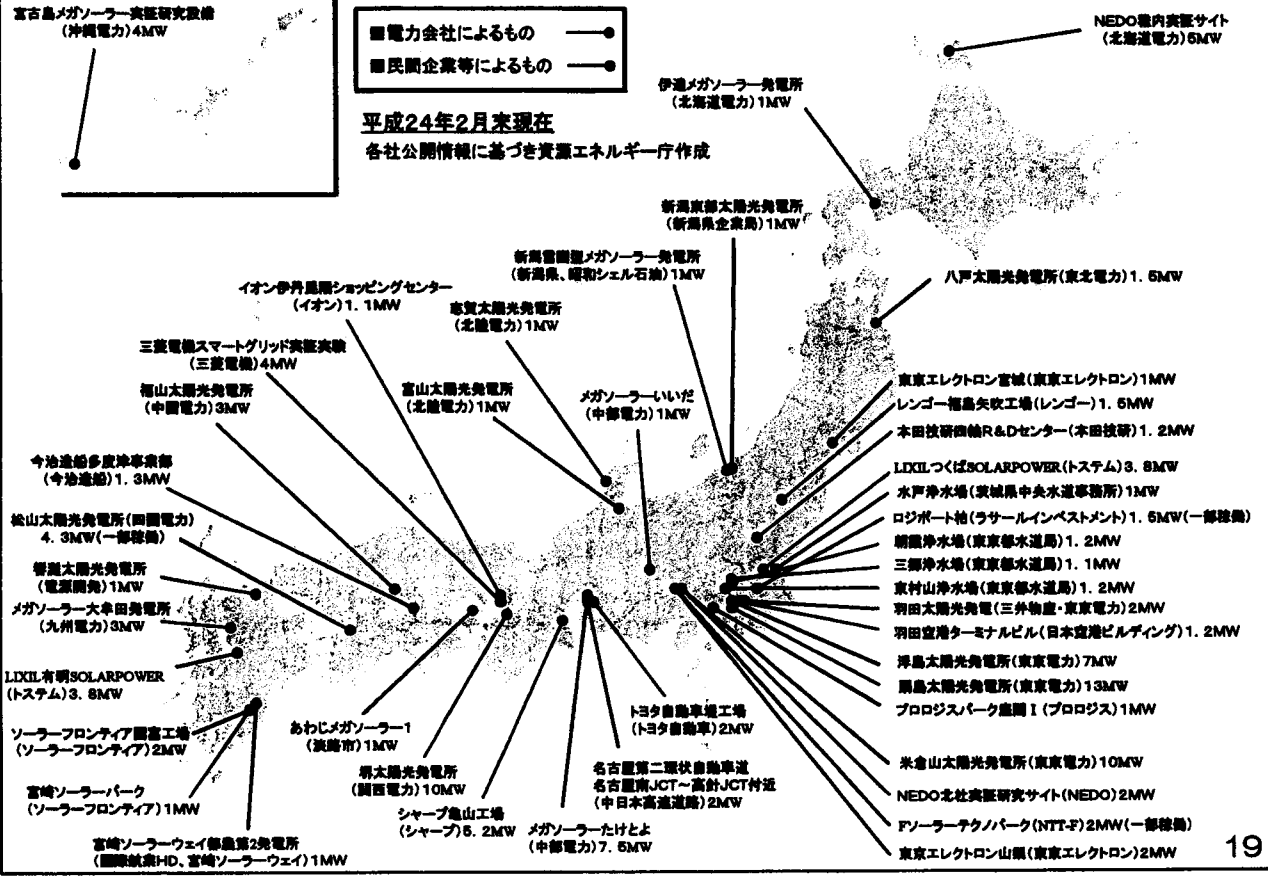


# 現在稼働中の大規模太陽光発電所 (MAP)

富島メガソーラー実証研究設備  
(沖縄電力)4MW

■電力会社によるもの ●  
■民間企業等によるもの ○

平成24年2月末現在  
各社公開情報に基づき貴重エネルギー庁作成



## メガソーラー : 取組例

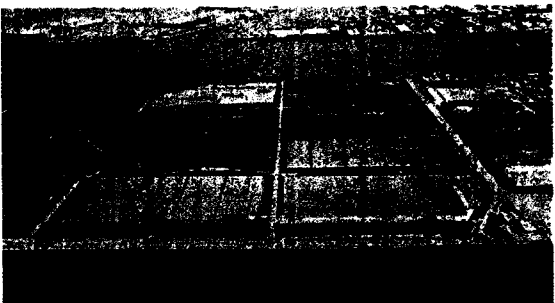
- 産業廃棄物処理場の跡地を活用し、日本で最大級のメガソーラーを建設した事例。
- こうした処理場の跡地や、未利用の工場団地、その他未活用の土地にとって、メガソーラーは、安定的な運用収益源となるポテンシャルが高い。

### 取組例:大規模太陽光

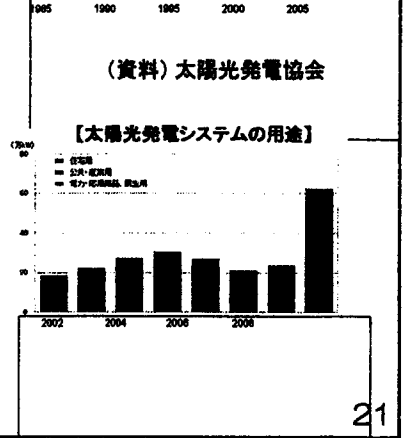
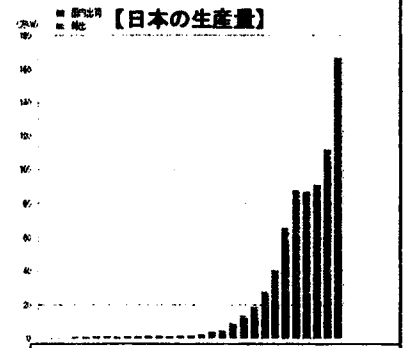
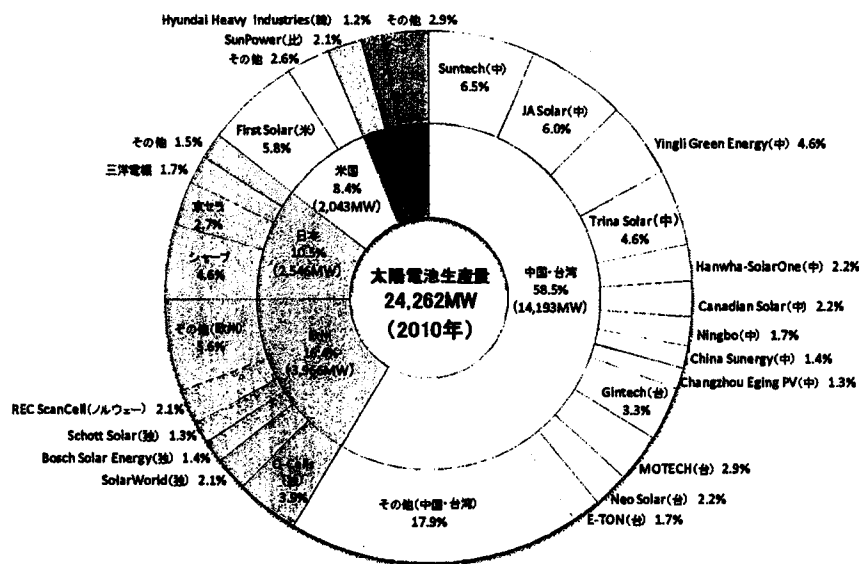
設置場所：大阪府堺市  
設置者：堺市と関西電力の共同事業  
設備容量：10,000kW  
稼働日：2011年9月7日

大阪湾岸の約21万㎡の広大な土地に、近隣のシャープ堺工場で生産した薄膜型太陽電池約7万4000枚がならべられています。

年間の発電量は、約1,100万kWhを想定しており、一般家庭約3,000世帯分の電力に相当します。



■ 2010年の日本の生産量は世界の約10分の1 (10.5%)。



なお、上記の企業別生産量のグラフについては、米国のFirst Solarは米国内での生産量とドイツ工場とマレーシア工場の生産量の合計値を米国の生産量としてカウントしている。同様に、ドイツのQ-Cellsは、マレーシア工場での生産量をドイツの生産量としてカウントし、また同じドイツのSolarWorldにおいても、米園工場での生産量をドイツの生産量としてカウントしている。また、ノルウェーのREC ScanCellについては、シンガポールのREC Solarの生産量をノルウェーの生産量としてカウントしている。

出典：PVNews.2011.5及びPVNews.2011.7をもとにMETIで作成

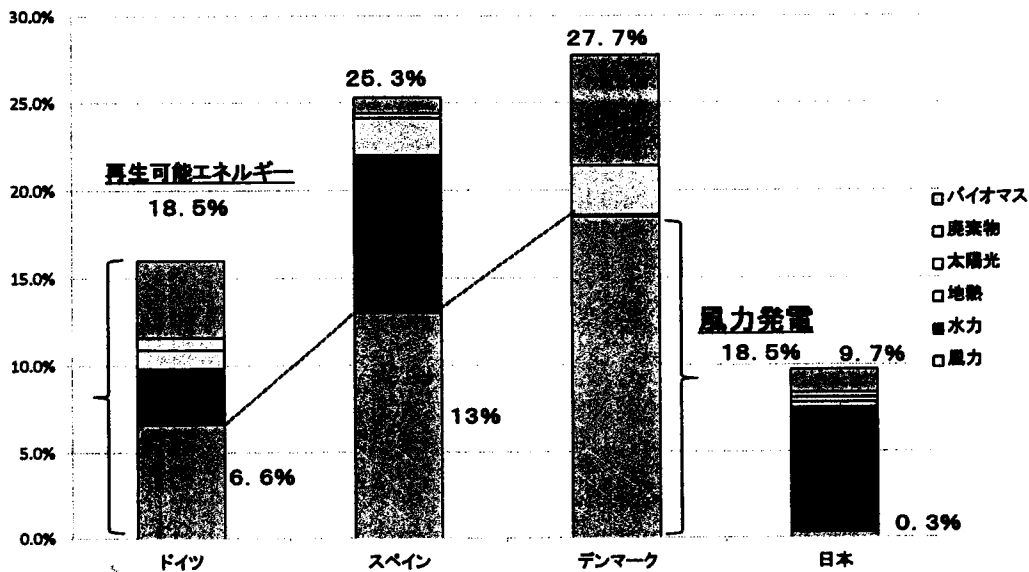
## I-2. その他の電源



### 風力全般 : 風力の占めるウエートに関する国際比較

- 再生可能エネルギー比率の高い国は、風力発電の比率が高く、半分程度。
- 我が国が再生可能エネルギーの比率を高めるためには、スケールメリットの動きやすい風力導入拡大の真剣な検討が必要。

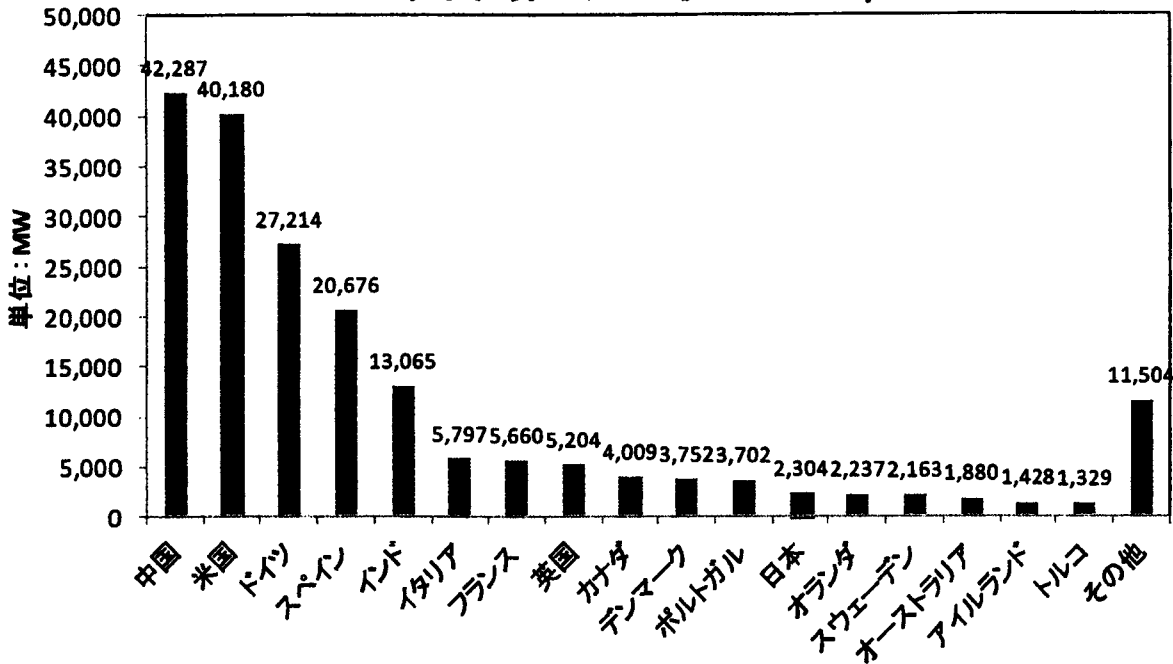
各国の再生可能エネルギーの導入構成比（2009年）



出典: IEA Energy Balance 2011よりエネルギー経済研究所作成

■ 日本の累積導入量は世界12位(2010年時点)。

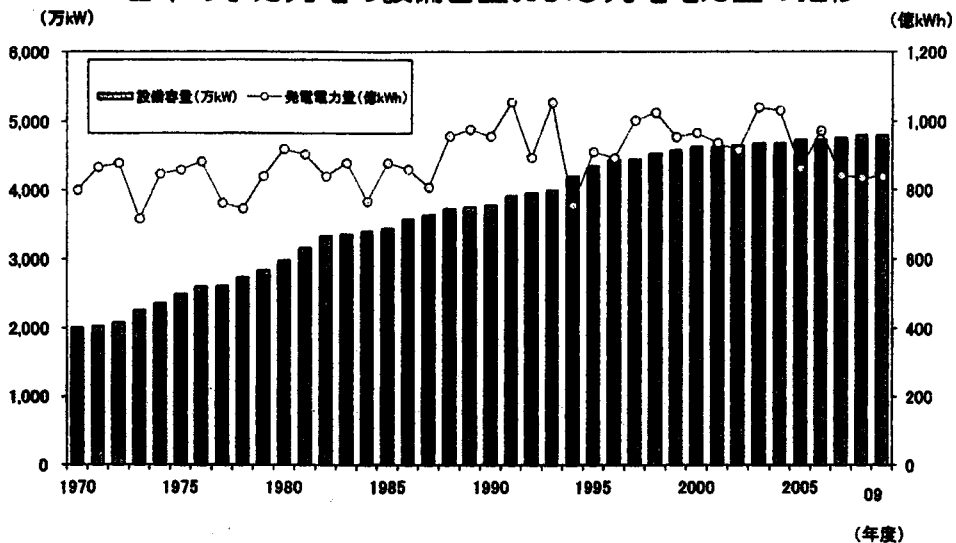
2010年末世界の風力導入量(MW)



水力発電全体の動向

- 水力発電は、現在我が国の電源構成の約8%を担う。近年は設備容量全体は伸び悩み。調整電源としては活躍。結果的に発電電力量は横ばい傾向。
- 設備の償却年数が長く古い設備も多いが、近年、30年以上を経て、設備の更新を行い、最新式の設備に入れ替える例も。
- 流れ込み式水力はベース供給力、揚水式水力等はピーク供給力に、それぞれ活用。

日本の水力発電の設備容量および発電電力量の推移

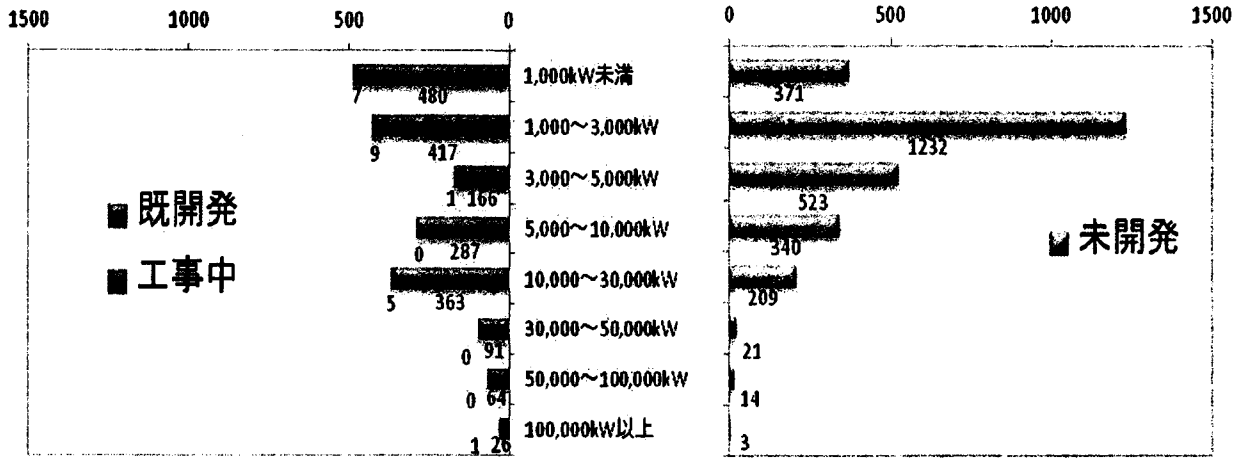


出典:電気事業連合会「電気事業便覧(平成22年版)」をもとに作成

## 中小水力発電のポテンシャル（1）

- 河川における中小水力発電の開発余地は3万kW以下の開発余地が大きい。ただし、開発地点の奥地化、出力の小規模化、高コスト構造が課題。

水力の河川における出力別分布（地点数別）

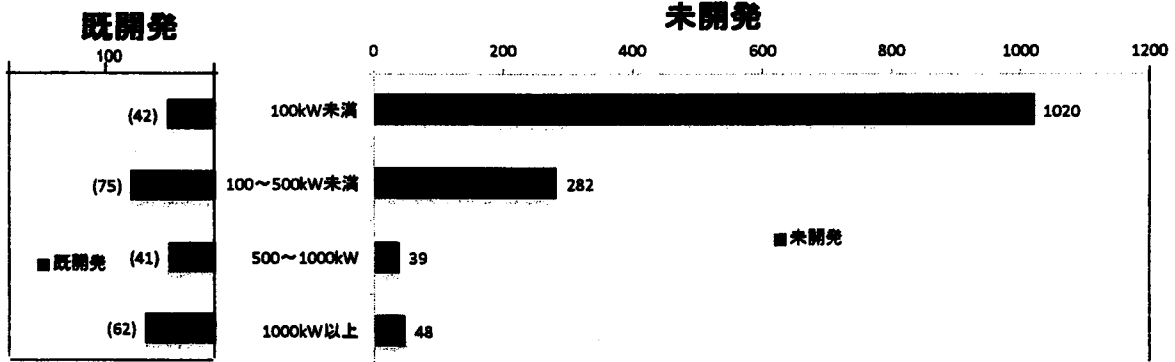


（出典）資源エネルギー庁「包蔵水力調査」（平成22年3月末時点）より

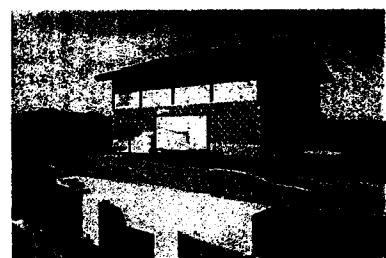
## 中小水力発電のポテンシャル（2）

- 農業用水や上下水道利用等の場合の開発余地は大きい。
- ただし、圧倒的に小規模のものが多く、コスト高や水利権の調整などが課題。

水力の農業用水等における出力別分布（地点数別）



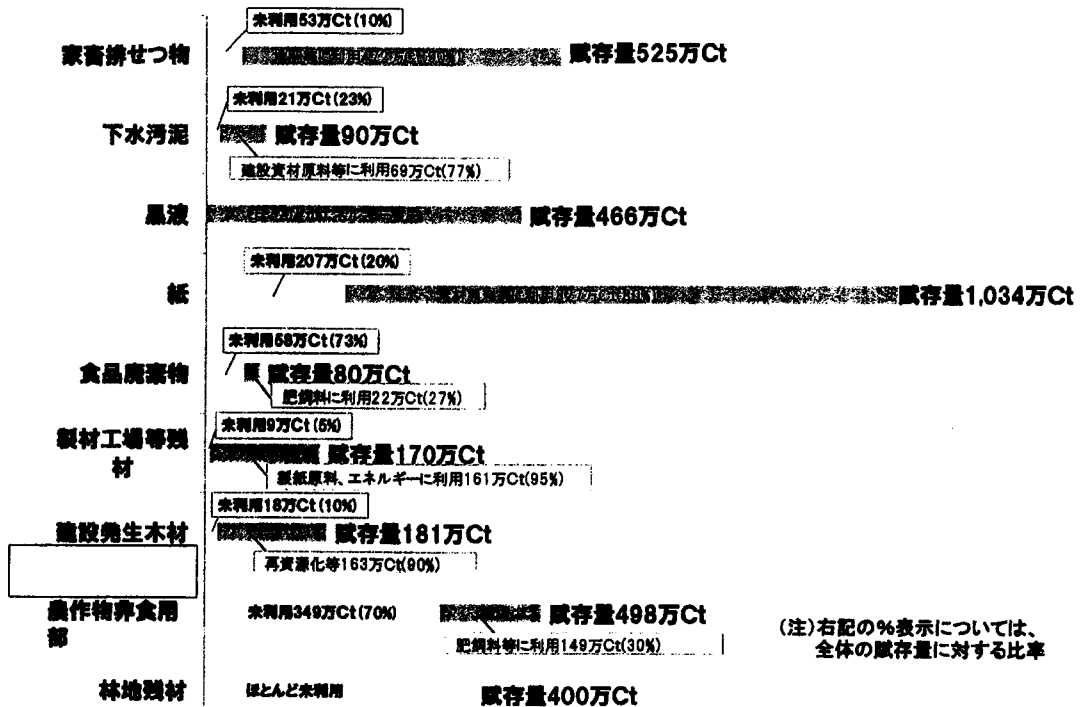
（出典）資源エネルギー庁「平成20年度未利用落差発電包蔵水力調査」より





## バイオマスの種類（賦存量と利用可能量）

- バイオマスはその存在形態及び用途が多岐にわたる
- マテリアル利用との競合等に関する配慮や原料の安定供給が課題。

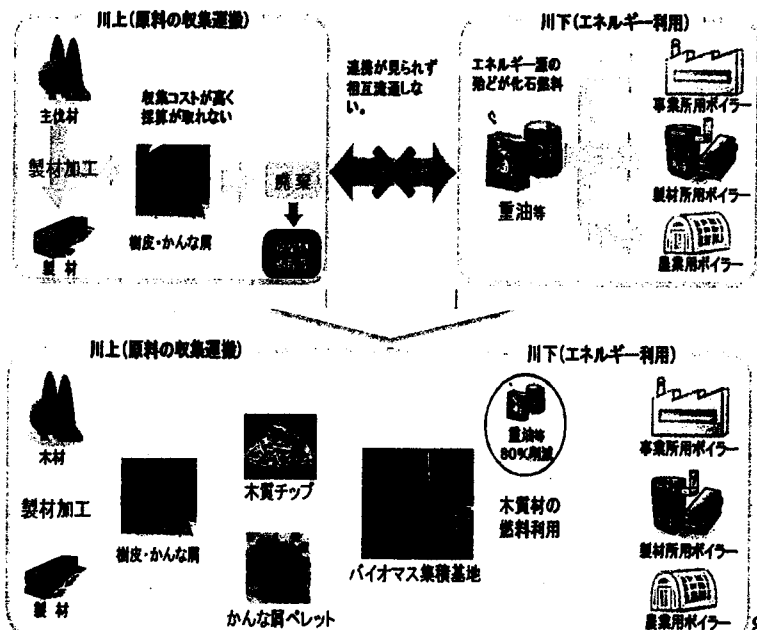
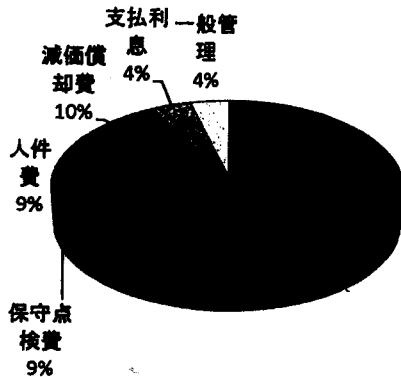


(出典: バイオマス活用推進会議資料) ※本資料の賦存量は「バイオマス活用推進基本計画」(平成22年12月閣議決定)に記載されている数値をもとに炭素トン換算にした

## バイオマスの特徴

- バイオマスは、原料調達の際の割合が大きく、不安定なものが多いのが特徴。例えば、事業開始当初1000円/tであった燃料チップ価格が3000~4000円/tに上昇した例も。
- 原料の収集・運搬という川上工程と、エネルギーとしての利用という川下工程がうまく連携できないのが悩み。

3000kwの木質バイオマス発電所の原価構成の例



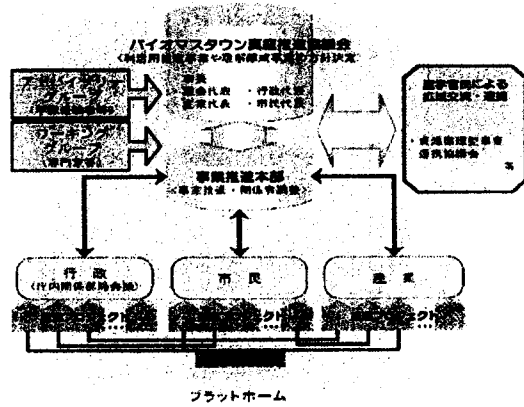
- 銘建工業からの製材端材を核に、地域のバイオマスを有効的に活用した例。
- NEDO地域実証により、従来の化石燃料によるエネルギー構造から、木質材を燃料中心のエネルギー構造に移行することで、化石燃料に対する依存度がおよそ80%低減。

取組例:バイオマス圏構想

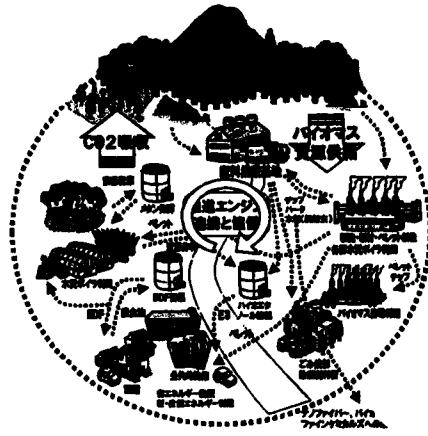
＜真庭市バイオマス圏構想＞

実施場所：岡山県真庭市

概要：木質系廃材、家畜排泄物および食品廃棄物の廃棄物系バイオマスと未利用木材の未利用バイオマスを主たる対象とし、個々のバイオマスの「収集→変換→利用」の仕組みを体系的に整備し、利用率を高めることにより、廃棄物系バイオマスの目標利用率90%以上を目指している。



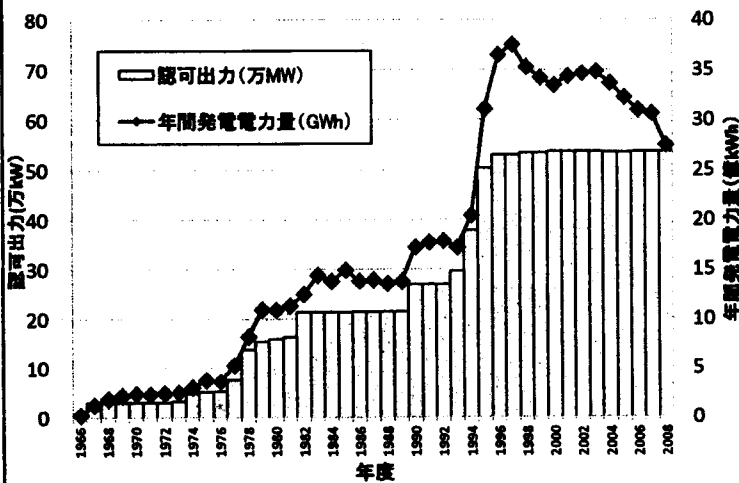
バイオマスの利活用推進体制



地熱発電の現状

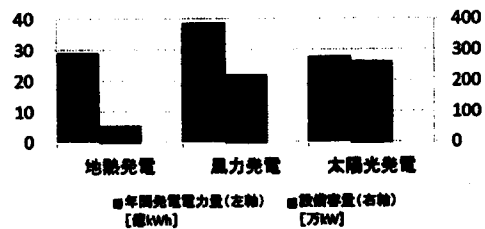
- 日本は、世界第3位の地熱資源量 (2,347万kW) を保有。一方で、現在の設備容量は約54万kWに過ぎず、ポテンシャルを鑑みれば、大幅な導入拡大が可能。
- 他の再生可能エネルギーに比べ、発電量に安定性があり、設備利用率は約70%と格段に高い。長期固定電源として期待可能。
- 他方、自然公園内の地熱発電所を6ヶ所に限定する旨の行政による通知の存在や自然公園法等の規制があり、1999年の八丈島地熱発電所操業開始以降、具体的な新規開発案件がない状況。政府による土地利用規制の制度改革が必要不可欠。

我が国における地熱発電の導入量の推移



(出典) 産業総合技術研究所資料

設備容量と発電電力量の関係



世界の地熱資源量

国名	地熱資源量 (万kW)	地熱発電設備容量 (万kW)
アメリカ合衆国	3,000	309.3
インドネシア	2,778	119.7
日本	2,347	53.6
フィリピン	600	190.4
メキシコ	600	95.8
アイスランド	580	57.5
ニュージーランド	385	62.8
イタリア	327	84.3

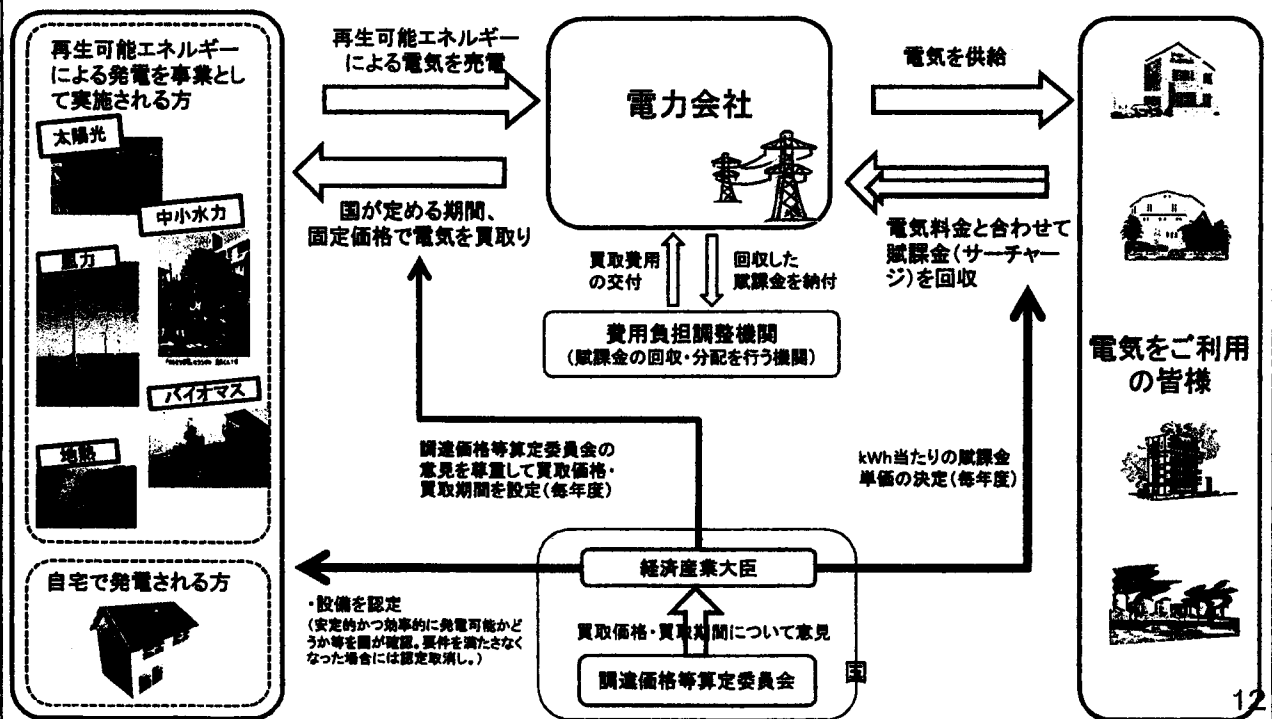
(出典) 1. 村岡 (産業技術総合研究所、環境省データ) : Gate Day Japan シンポジウム (2009年)。2. Ruggero Bertani: World Geothermal Congress 2010 (2010年)。より資源エネルギー庁作成

## II. 再生可能エネルギー特措法について



### 固定買取価格制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



## II-1 調達価格・調達期間について



### 買取価格及び買取期間決定のプロセスについて

- 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定める。
- 経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重する。
- なお、経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めるに当たり、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議するとともに、消費者問題担当大臣の意見を聴く。

#### 【参考条文】

##### 第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

##### 第3条第5項

経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（中略）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

- 買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに定める。
- こうした区分については、経済産業省令で定める。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

- 買取期間は、「電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」を勘案して定める。

【参考条文】

第3条第3項

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

買取価格について

- ・ 買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
  - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
  - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み（「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」）
- ・ その際には以下の3点を勘案する。
  - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状（「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」(※)）
  - ④適正な利潤
  - ⑤これまでの事例における費用（「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」）
- ・ なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
  - ⑥施行後3年間は利潤に特に配慮
  - ⑦賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないこと

(※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることはされていない。

【参考条文】

第3条第2項

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、（中略）再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

第3条第4項

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第16条の賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

- 住宅用太陽光発電についての買取は、再生可能エネルギー特措法の国会審議において、余剰買取を継続するとの方針が確認されている。

【住宅用太陽光発電に係る買取方式に関する国会審議（例）】

<平成23年7月27日 衆議院・経済産業委員会より>

近藤三津枝（自民）議員

経済産業大臣、住宅からの買い取りは、（中略）全量買い取りではなく、（中略）余剰買い取りのままにするつもりなのか。端的に御答弁ください。

海江田万里 経済産業大臣

（前略）家庭の太陽光パネルによって行われる発電につきましては、まさに自民政権の時代に、（中略）特に太陽光発電のような場合はなかなかこれが立ち上がってこない、供給されてこないということを埋めるために、太陽光発電について、とりわけ自家用の発電について、余っているものを買いましょうということになったのではないだろうかというふうに理解をしております。そういう形で、せっかく皆様方が汗をかいてそういう法律をつくってくださったわけで、そして、実際にこれまで何年かそういう制度でやってきたわけでございまして、その方々の期待値と申しますか、これから先もそういう形での買い取りが進むであろうという期待がございますので、それを一気に奪い去ってしまうことはなかなか難しいということが一つの原因になっておろうかと思っております。もちろん、そのほかに、国民負担の総額を抑えなければいけないとか、それから、そういう形で、まず御自分で使っていただく、余ったものを売っていただくということになれば、御自宅では、それぞれの御家庭では節電意識に努めることになろうかと思っておりますので、そういうこともございます。それから、各戸での配線変更など制度変更による利用者の混乱を回避するなど、幾つかその他の意味合いもございます（後略）。

近藤三津枝（自民）議員

つまり、海江田大臣、家庭からの買い取りは、家庭で使用して余った電力、すなわち余剰電力を買い取る方針であるということを確認させていただいていいわけですね。（中略）今回の法案は家庭からの買い取りについては余剰買い取り制度であるということをしかりと国民に伝えていただきたいと思っております。

調達価格・調達期間について

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
調達区分		10kW以上	10kW未満 (余剰買取)	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
費用	建設費	32.5万円/kW	48.6万円/kW	30万円/kW	125万円/kW	79万円/kW	123万円/kW	85万円/kW	80万円/kW	100万円/kW
	運転維持費 (1年あたり)	10千円/kW	4.7千円/kW	6.0千円/kW	-	33千円/kW	48千円/kW	9.5千円/kW	69千円/kW	75千円/kW
IRR		税前6%	税前3.2% (*1)	税前8%	税前1.8%	税前13%(*2)		税前7%	税前7%	
調達価格 1kWh 当たり	税込 (*3)	42.00円	42円 (*1)	23.10円	57.75円	27.30円	42.00円	25.20円	30.45円	35.70円
	税抜	40円	42円	22円	55円	26円	40円	24円	29円	34円
調達期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年		

(\*1) 住宅用太陽光発電について

10kW未満の太陽光発電については、一見、10kW以上の価格と同一のように見えるが、家庭用についてはkW当たり3.5万円（平成24年度）の補助金の効果を勘案すると、実質、48円に相当する。

なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格と税込み価格が同じとなっている。

(\*2) 地熱発電のIRRについて

地熱調査、調査井の掘削など地点開発に一件当たり46億円程度かかること、事業化に結びつく成功率が低いこと（7%程度）等に鑑み、IRRは13%と他の電源より高い設定を行っている。

(\*3) 消費税の取扱いについて

消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが大宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおりとした。

電源		バイオマス						
バイオマスの種類		ガス化(下水汚泥)	ガス化(家畜糞尿)	固形燃料燃焼(未利用木材)※1	固形燃料燃焼(一般木材)※2	固形燃料燃焼(一般廃棄物)※3	固形燃料燃焼(下水汚泥)※3	固形燃料燃焼(リサイクル木材)※4
費用	建設費	392万円/kW	41万円/kW	41万円/kW	31万円/kW	35万円/kW		
	運転維持費(1年当たり)	184千円/kW	27千円/kW	27千円/kW	22千円/kW	27千円/kW		
IRF		税前1%	税前8%	税前4%	税前4%	税前4%		
調達価格 1kWh当たり	調達区分	【メタン発酵ガス化バイオマス】	【未利用木材】	【一般木材(含パーム椰子殻)】	【廃棄物系(木質以外)不入】	【リサイクル木材】		
	税込	40.95円	33.60円	25.20円	17.85円	13.65円		
	税抜	39円	32円	24円	17円	13円		
調達期間		20年						

- (※1) 間伐材や主伐材であって、後述する設備認定において未利用であることが確認できたものに由来するバイオマスを燃焼させる発電
- (※2) 未利用木材及びリサイクル木材以外の木材(製材端材や輸入木材)並びにパーム椰子殻、稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電
- (※3) 一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電
- (※4) 建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電

## II-2 特定契約の締結・接続の請求について



## 特定契約の拒否事由（１）

### ■特定契約本来の目的を超えて、電気事業者の利益を害するものである場合

1. 虚偽の申し込みを行った場合。
2. 正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。
  - イ) 法令の規定に違反する内容を特定契約で定めようとする場合。
  - ロ) 電気事業者に対し、責めに帰すべき事由によることなく賠償を求める又は当該電気事業者の義務違反によって生じた損害を超えた賠償を求める旨の規定を特定契約で定めようとする場合。
  - ハ) 電気事業者が特定供給者が暴力団等ではないこと及び暴力団等と関係ないことを確約する旨の規定を特定契約で定めようとする場合に、これに応じない場合。
3. 特定供給者が、接続の相手方とは異なる電気事業者と特定契約を結ぼうとする場合であって、当該電気事業者が当該特定供給者からの電気を受電するために振替補給費用（その額の具体的根拠を示す書面が当該電気事業者から特定供給者に対して提出されている場合に限る。）を当該特定供給者が負担することにあらかじめ同意しない場合。【追加費用の支払い】
4. 複数の電気事業者に対して特定契約の申込みを行おうとする場合に、あらかじめ当事者間で売電量の按分方法を定めた上で、発電する前日の特定契約電気事業者が指定する時以降は変更することができない旨を当該特定供給者が同意しない場合（特定供給者が、卸電力取引所を活用して売電を行うことを妨げるものではない。）【部分買取の取扱】
5. 特定規模電気事業者又は特定電気事業者に対して特定契約の申込みをする場合であって、当該特定規模電気事業者又は当該特定電気事業者がその特定契約を締結することによって、変動範囲内売電料金等を追加的に負担する必要があることが見込まれる場合（特定規模電気事業者又は特定電気事業者が特定供給者に対し、その裏付けとなる根拠を示した書面を提出した場合に限る。）。  
【新電力の安定供給】
6. 特定契約電気事業者と接続請求電気事業者とが異なる場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
  - イ) 特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることが地理的条件により不可能であること。
  - ロ) 託送供給約款（電気事業法第二十四条の三第一項の規定により接続請求電気事業者が経済産業大臣に届け出た託送供給約款（同条第三項の規定により経済産業大臣の承認を受けた供給条件を含む。）をいう。）に反する内容を含むこと。

21

## 特定契約の拒否事由（２）

### ■法の施行に当たり必要不可欠な協力が得られない場合

1. 電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量を計量するに際して、特定供給者から必要な協力が得られないと見込まれる場合。具体的には以下のとおり。
  - イ) 電気事業者の職員が、計量に必要な作業を行うため又は電力量計の補修・交換をするため必要な範囲において、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所又は開閉所が所在する敷地に立ち入ることを、特定供給者が認めない場合。
  - ロ) 電気事業者の指定する日の計量に特定供給者が協力しようとしめない場合。
2. 特定契約に基づき電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の代金の支払に関して、以下の事項に反する規定を定めようとする場合。
  - イ) 支払単位について、1月単位とすること
  - ロ) 支払日について、計量日の翌日の属する月の翌月の末日（その日が休日である場合には、翌営業日）を限度として、電気事業者が指定する日とすること
  - ハ) 支払方法について、預金口座へ振り込む方法によること

### ■契約に関する訴え、契約書の言語について

特定契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該特定契約に係る準拠法は日本法とすること、及び当該特定契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

22



■ 特定供給者が接続に必要な費用を負担しない場合

1. 特定供給者が、認定発電設備によって発電した電気を供給するため、当該認定発電設備と電気事業者の変電所又は送配電線を接続するために必要となる費用であって、以下に掲げるものを負担しない場合。
  - イ) 当該接続に係る電源線（電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する電源線（同条第三項第二号から第七号までに掲げるものを除く。）をいう。）の設置又は変更に係る費用
  - ロ) 当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定供給者が自らの認定発電設備と電氣的に接続を行い、又は行おうとしている接続請求電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。以下同じ。）との間に設置される電圧の調整装置の設置、改造又は取替えに係る費用（前号に掲げる費用を除く。）
  - ハ) 当該特定供給者が供給する再生可能エネルギー電気の量を計量するために必要な電力量計の設置又は取替えに係る費用
  - ニ) 当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される設備であって、接続請求電気事業者が当該認定発電設備を監視、保護若しくは制御するために必要なもの又は当該特定供給者が当該接続請求電気事業者と通信するために必要なものの設置、改造又は取替えに係る費用
  
2. ただし、これらの費用を負担しないことを理由に接続を拒むことができるのは、経済産業省令に定める要件に該当するとしても書面により、電気事業者が接続に必要な費用の具体的内容及び特定供給者に負担を求める費用の積算の基礎が合理的なものであること、並びにその費用が必要であることの合理的な根拠を示した場合に限ることとする。

■ 系統運営上必要な措置（出力抑制）に協力しようとしめない場合

1. 電気事業者による電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、当該電気事業者が以下に掲げる措置（以下、「回避措置」という。）を講じた上で、1年を365日として、約年8パーセント以内の割合（30日以内）に限って、500kW以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を用いる特定供給者の供給する再生可能エネルギー電気を補償措置なく抑制することができることについて、当該特定供給者があらかじめ同意しない場合。

- ① 一般電気事業者が保有する発電設備（太陽光、風力、原子力、揚水式以外の水力、地熱を除く。）の出力抑制及び揚水式水力発電設備の揚水運転
- ② 卸電力取引所を活用する等、需要量を上回ると見込まれる供給電力を充電するための措置

なお、当該電気事業者は、上記措置を講じたこと及びこれらの回避措置を講じたとしてもなお電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれると判断した合理的理由並びにその指示が合理的なものであったことを、出力抑制後遅滞なく当該特定供給者に書面で通知することにあらかじめ同意しなければならない。

（注）ドイツの場合と異なり、年8パーセント以内の割合との上限に関する定めを設ける。

2. 以下の場合において、電気事業者が補償措置なく出力抑制できることに特定供給者があらかじめ同意しない場合（ただし、当該電気事業者が当該特定供給者に対し書面で説明することを条件とする）。

- ① 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合
- ② 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合等人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合
- ③ 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合
- ④ 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

3. なお、電気事業者が上記1及び2以外で行う出力抑制については、特定供給者に対しその出力抑制がなければ得られたはずの売電収入相当額の補償措置を行うことを条件とする（当該電気事業者及び当該特定供給者の双方にとり全く予想外の事態が生じ、かつ、当該事態が当該電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合は、この限りでない）。

■ その他の特定供給者が以下の事項を契約の内容とすることに同意しない場合

1. 特定供給者が認定発電設備の所在地、受電地点並びに定格出力その他接続の請求に関し不可欠な情報を提供すること。
2. 電気事業者の職員が、保安上必要な場合に、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所が所在する敷地又は認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所に立ち入ること。
3. 出力抑制に応じるために必要となる通信設備の設置、対応要員の配置などの体制の整備を行うこと。
4. 特定供給者が暴力団等ではないこと及び暴力団等と関係しないこと。
5. 当該特定契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該接続に係る契約に係る準拠法は日本法とすること、及び当該接続に係る契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

■ 電気事業者が接続の実現に向けた措置を講じた上でなお接続が困難な場合

1. 当該接続により接続希望地点における送電可能量を超えることが合理的に見込まれる場合であって、電気事業者が以下のいずれかの対応を行った場合。
  - ① 当該接続請求を受けた電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合
  - ② 当該接続請求を受けた電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所のうち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合
2. 接続請求を受けた電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、年間30日の限度で補償なく行うことができる出力の抑制を行ったとしてもなお、電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る）

■ 接続の請求やその内容が明らかに不正又は不当である場合

1. 接続の請求に関し、虚偽の請求を行った場合。
2. 接続の請求が正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。

## II-3 設備認定に関わること





1. 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を安定的に維持できるようなメンテナンス体制が確保されていること（メンテナンス体制を示す書類（※）を添付すること）。  
 ※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が常時確保されていること及び問題が生じてから3ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、発電事業者が上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う国内社内体制（技術者の配置状況）を証明する書面をいう。
2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること（配線図及び構造図を添付すること）。
3. 発電設備の内容が具体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること）。
4. 次年度以降の調達価格の算定に当たり、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、当該設備の設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度1回提出すること。ただし、住宅用太陽光補助金を受給している場合は不要。
5. 既存の再生可能エネルギー発電設備の発電機その他の重要な部分の変更により当該設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該変更により再生可能エネルギー電気の供給量が増加することが確実に見込まれ、かつ、当該増加する部分の供給量を的確に計量できる構造であること

電源毎に設ける基準（太陽光）



太陽光発電

1. 【10kW未満、10kW以上共通】  
 太陽光パネルのモジュール化後のセルの変換効率が、以下のパネルの種類に応じて、それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）
 

シリコン単結晶系	13.5%以上
シリコン多結晶系	13.5%以上
シリコン薄膜系	7.0%以上
化合物系	8.0%以上
2. 【10kW未満】
  - ① 10kW未満の太陽光発電設備については、これまで国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、JIS基準（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又はJIS基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証を受けたもの、又はJET相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。
  - ② 10kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線（発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造）となっていること。
  - ③ ダブル発電（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合）の場合は、逆潮防止装置があること。
3. 【屋根貸し】  
 事業者が複数に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合にあっては、(1)全量配線（発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造）となっていること。(2)設置場所が住宅の場合は設置場所の居住者その他の仕様の権原を有する者の承諾を得ていること。



風力発電

- ・ 住宅用への導入も想定される20kW未満の小型風力については、JIS基準（JISC1400-2）又はJIS基準に準じた認証（JSWTA（日本小形風力発電協会）が策定した規格の認証又はJSTWA認証相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。



水力発電

- ・ 設備の出力（複数の発電機により発電設備が構成されているときは当該発電機の出力の合計）が3万kW未満であること（証明のための書類として、電気事業法に基づく電気工作物の工事届出を添付すること）。
- ・ 揚水式発電ではないこと。



地熱発電

- ・ 特段、個別の要件は設けない。



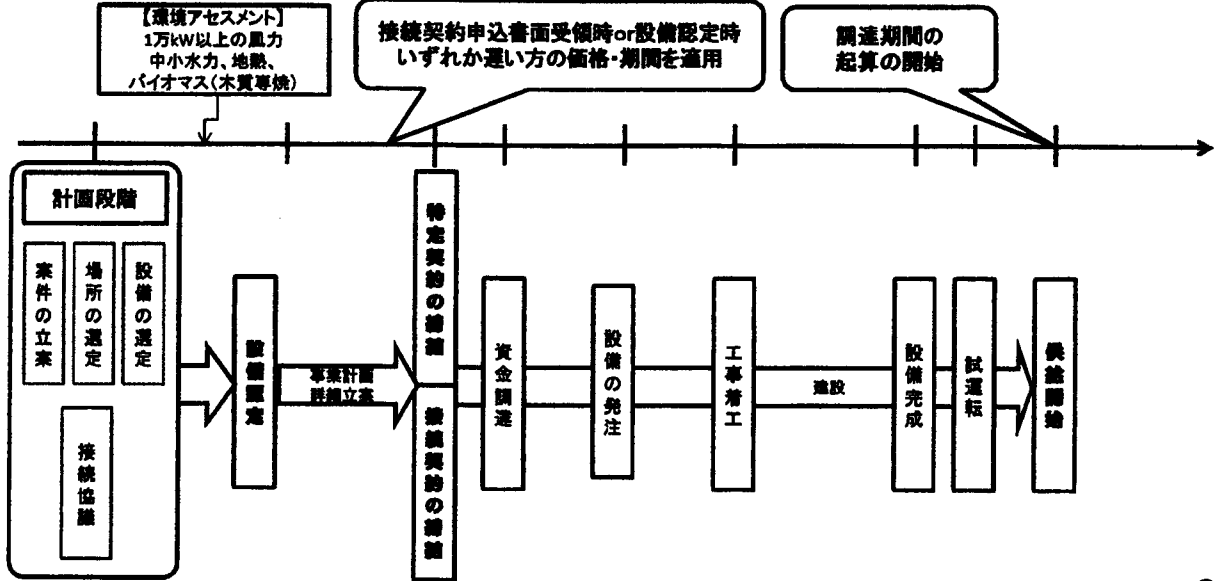
バイオマス発電

1. 使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備するとともに、燃料の使用量、発熱量等の算定根拠を帳簿に記載しつつ発電し、毎月1回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。
2. 使用するバイオマス燃料について、その利用により、当該バイオマス燃料を活用している既存産業等への著しい影響がないものであること。
3. 既存産業への影響を判断するため、また、適用する調達区分を判断するため（※）、使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること（異なる複数の調達区分が存在する木質バイオマス（リサイクル木材を除く）を燃焼する発電については、グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を当該出所を示す書類として添付すること。）。

※なお、バイオマス発電については、その燃料種により適用される調達価格が異なることから、添付書類により、当該バイオマス燃料がどの調達区分のものであるかを判断できない場合には、調達価格が最も低いリサイクル木材の価格を適用することとする。

4. 木質バイオマスによる発電を行われる際の、バイオマスの証明のガイドラインについては、林野庁HPをご参照ください。

- 適用される調達価格等については、事業計画の円滑な遂行上、極力早期に確定させたいとの要請がある一方、有利な調達価格等をとりあえず確保するため、事業計画策定途上で調達価格等だけ確定させようとする不正事案が生じることも懸念される。
- このため、続契約の申込みの書面を電気事業者が受領した時又は国の設備認定時のいずれか遅い時点を基準時として、当該年度の調達価格・調達期間を適用することとする。ただし、調達期間の起算時期は、特定供給契約に基づき、電力会社に電気の供給を開始した時点からとなる。



その他事項

その他、価格の適用関係

- 価格区分の異なる複数の認定設備を併用する場合の取扱い
 

複数の種類の再生可能エネルギーの設備を併設する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる設備となっており、それが配線図等により確認できる場合は、それぞれについて個別に設備認定を行い、適切な調達価格を適用する。

合計量しか計測できない場合は、適用する調達価格が低い方の設備に適用される価格を採用する。
- 新規及び重要な部分の追加・変更が生じる場合
 

いったん認定を受けた設備に変更が生じる場合、再度認定を受けなければならない。(55頁参照)

増設・リパワリングによる電気の供給量が明確に計測でき、それが配線図等により確認できる場合、その出力の増加分について、買取対象とすることができる。

認定手続

- 設備認定申請書、必要な添付書類等の提出先は地方経済産業局とする(※)。  
※ 件数が多く見込まれる住宅用太陽光発電については、設備認定支援システムを構築し、手続を簡素化(別途マニュアル参照)
- 申請書様式は別途。

設備認定を受けた方（10kW未満の太陽光発電設備を除く）は、次の届出等が必要。

毎年度報告する内容

①設置費用（初年度）および運転費用・発電量（2年目以降）の報告

＜再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報【様式7】＞

法第6条の規定により発電設備の認定を受けた者は、再生可能エネルギー発電設備の設置費用及び運転費用に関するデータを年1回、様式7により報告のこと。

＜1回目＞

発電設備の供給開始時に資本費に係る費用について報告。原則、供給開始日から1ヶ月以内に報告のこと。

＜2回目＞

1回目の報告の1年後に運転維持費に係る費用について報告（資本費は不要）。以後、毎年、運転維持費に係る費用について報告のこと。

変更の都度報告する内容

①大幅な出力の変更・使用燃料の変更等の情報に変更が生じる場合（事前認定）

＜再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書【様式3】＞

- ・発電設備の出力が20%以上増減する場合（ただし増減の幅が10kW以上のもの）
- ・構造図・配線図等設備内容に変更が生じた場合
- ・バイオマス発電の使用燃料の変更が生じた場合 等

※申請から認定まで1か月程度必要。

②発電出力および設備名称・所在地・事業者情報等軽微な変更が生じた場合（事後届出）

＜再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書【様式5】＞

- ・設備名称、所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所が変更になった場合
- ・発電設備の出力が20%未満もしくは増減の幅が10kW未満の変更の場合

※届出内容の証明が必要な方は2部提出（受領印押印の上1部返送致します）。

③発電設備を廃止した場合（事後届出）

＜再生可能エネルギー発電設備廃止届出書【様式6】＞

申請様式

①なっとく！再生可能エネルギーWebサイト(資源エネルギー庁)より、該当する申請様式と連絡票をダウンロード。

[http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/nintei\\_setsubi.html](http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html)

②提出資料

「A. 対象様式」+「B. 連絡票」のセットで提出のこと。

### Ⅲ. 導入支援策について



### 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

#### 税制

○再生可能エネルギーの導入促進を図るため、国税（法人税、所得税）及び地方税（固定資産税）の両面から設備の導入及び保有時における設置者の経済的負担を軽減する。

※再生可能エネルギー特別措置法の附帯決議においても、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」が明記。

#### グリーン投資減税

1. 現行制度【所得税・法人税 創設年度：平成23年度】  
再生可能エネルギー設備等を取得した場合の30%特別償却又は法人税額（所得税額）の7%税額控除（中小企業のみ）
2. 制度改正調整の概要（適用期間：1年間）  
再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力）を取得した場合に現行の特別償却（30%）から初年度即時償却（100%）ができることとする。

#### 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

1. 現行制度【固定資産税 創設年度：平成21年度】  
政府補助（民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」）を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減。
2. 制度改正調整の概要（適用期間：2年間）  
再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力）を取得した場合に、固定資産税を3年間2/3に軽減。

#### 【再生可能エネルギー設備】



【太陽光発電設備】

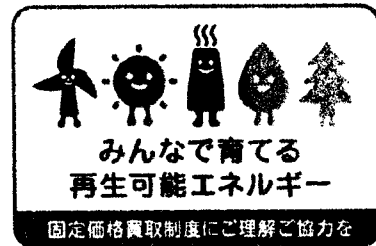
【風力発電設備】

【バイオマス発電設備】

【地熱発電設備】

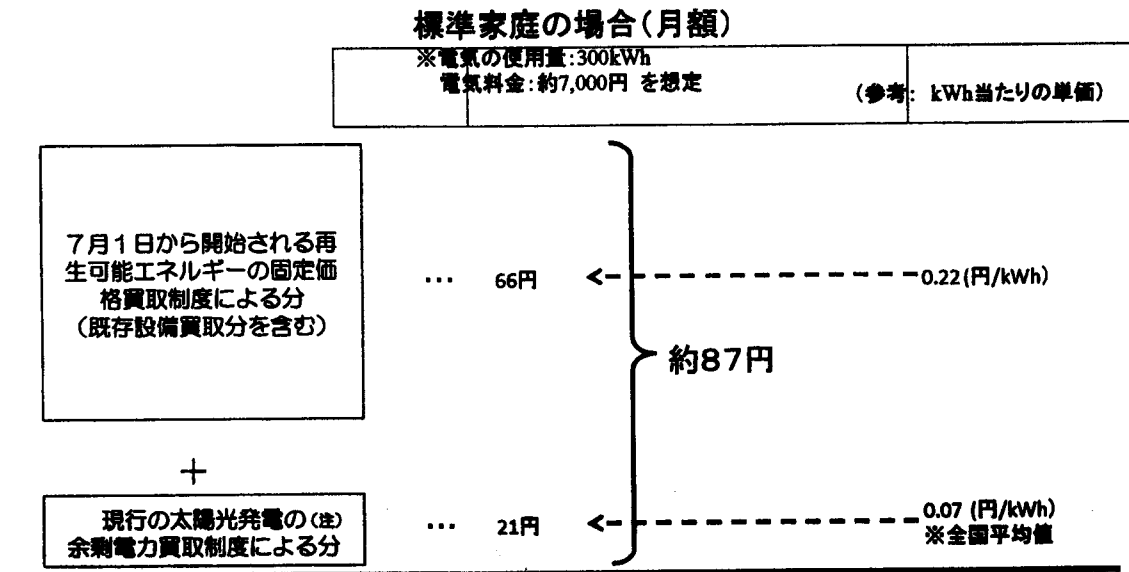
【水力発電設備】

## IV. 賦課金の減免について



### 平成24年度における賦課金の負担水準

■ 本年7月1日より施行される再エネ特措法による、初年度の負担水準は以下のとおり。



(注) 現行の余剰電力買取制度は、前年の買取費用を翌年度回収する仕組みを採用。新たな固定価格買取制度は、その年の買取費用をその年に回収し、過不足があれば、年度末に費用負担調整機関を通じて翌々年度に繰り越す仕組みを採用。このため、新制度の導入初年度となる平成24年度については、現行制度の昨年分と、新制度の本年度分の両方が賦課されることとなる。なお、現行制度は、費用負担調整の仕組みを取り入れていないため、地域によって賦課金額が異なる。



- 固定価格買取制度について、現在提示している、調達価格・調達期間（案）を実行した場合、経済産業省で把握している開発予定案件、及びこれまでの導入トレンドから推計すると、約250万kWの再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれる。

＜今年度の再生可能エネルギーの導入見込み＞

	2011年度時点における導入量 (出力ベース)	2012年度の導入見込み (出力ベース)	買取対象の電力量
太陽光（住宅）	約400万kW	+約150万kW (2011年の新規導入量110万kWの4割増)	約32億kWh (現行の余剰買取制度での買取量を含む)
太陽光（非住宅）	約80万kW	+約50万kW (事務局の把握情報より)	約5億kWh
風力	約250万kW	+約38万kW (直近の年間導入量から5割増)	約7億kWh
中小水力 (1000kW以上)	約935万kW	+約2万kW (事務局の把握情報より)	約1億kWh
中小水力 (1000kW未満)	約20万kW	+約1万kW (直近の年間導入量から5割増)	約0.5億kWh
バイオマス	約210万kW	+約9万kW (直近の年間導入量から5割増)	約5億kWh
地熱	約50万kW	+0万kW	約0億kWh
計	約1,945万kW	+約250万kW	約50億kWh

(出典)・早年度導入量については、太陽光発電はJPEA出荷統計、風力発電はJWPA統計、その他電源はRPSデータ等より。・2012年度見込みについては、各種資料により資源エネルギー庁推計 39

賦課金の特例措置の対象基準

■ 事業の原単位に関する基準

	製造業／非製造業の平均原単位 (売上高(千円)当たりの 電気使用量(kWh))	特例の対象となる原単位水準
製造業に属する事業	0.7	5.6
製造業以外の業種 に属する事業	0.4	5.6

注: 製造業の原単位(0.7)は5.6の水準に8倍(法律で規定)の差がある。製造業以外の業種の原単位(0.4)は5.6の水準に14倍(政令で規定)の差がある。

■ 事業所の電気使用量に関する基準

賦課金の特例を受けることができる事業所の、当該事業に係る年間の電気使用量を、（製造業・非製造業の別を問わず）100万kWhとする（政令で規定）。

■ 賦課金の減免割合

法の規定の範囲内で公平な負担を求める観点から、一律8割の減免とする（政令で規定）。

■ 減免措置の対象となるには、次の二段階の認定を受ける必要がある。

>対象事業の認定：

① 対象事業の原単位が5.6を超えること

>対象事業所の認定：

② 事業所ごとの対象事業の電気使用量が100万kWhを超えること

③ 対象事業の電気使用量が事業所全体の電気使用量の過半を超えること

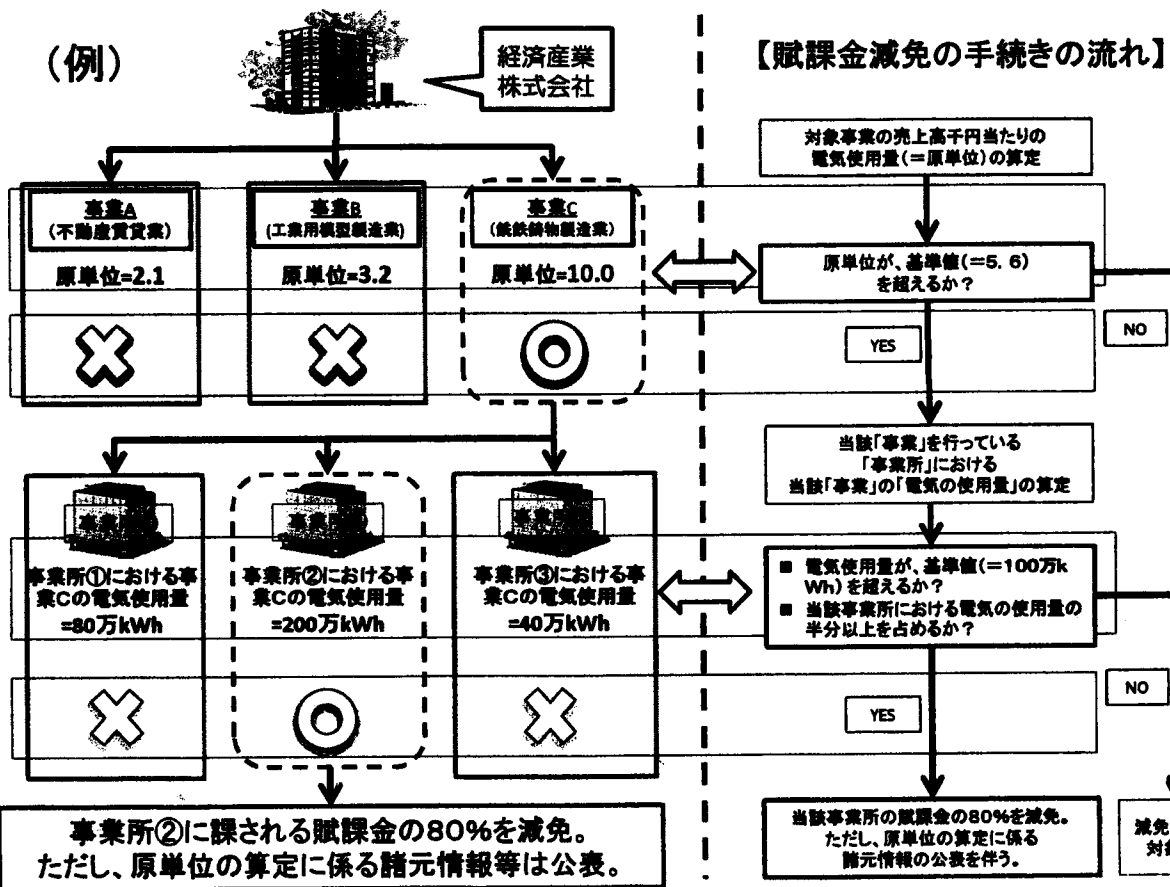
について認定を受ける。

		対象事業の認定			判断基準 (電気の使用量)
		事業1	事業2 (対象事業)	事業3	
対象事業所の認定	松 事業所 (対象事業所)	-	A	-	②各事業所の対象事業の電気使用量が 100万kWhを超えるかどうか？ $A \text{ or } C > 100 \text{ 万 kWh}$ ③対象事業の電気使用量が事業所全体の 電気使用量の過半を超えるか？ $C > \frac{(B+C+D)}{2}$
	竹 事業所 (対象事業所)	B	C	D	
	梅 事業所	E	-	F	
判断基準 (事業の原単位)		① 対象事業の原単位が5.6を超えるかどうか？ $\frac{A+C}{\text{事業2の売上高}} > 5.6$			

4T

賦課金の特例措置の認定フロー 例示

(例)



42

- 賦課金の特例は年度ごとに申請が必要。
- 平成25年度分の賦課金の特例措置の申請については、11月1日から11月30日まで受付。
- また、認定申請自体は、事業『者』単位で行われることとなっており、本社の所在する地域を管轄する経済産業局に必要書類を提出していただく。

例) 特例認定を申請する東京にある会社が、認定基準を満たす2つの事業所(関東以外に所在)について賦課金の減免を申請する場合

- 本社 : 東京
- 工場A : 北海道(電炉業專業工場、認定の基準を満たす)
- 工場B : 熊本(鑄造業專業工場、認定の基準を満たす)

上記の場合、東京に所在する本社より、2事業所分の認定について関東経済産業局あてに申請していただくこととなる。

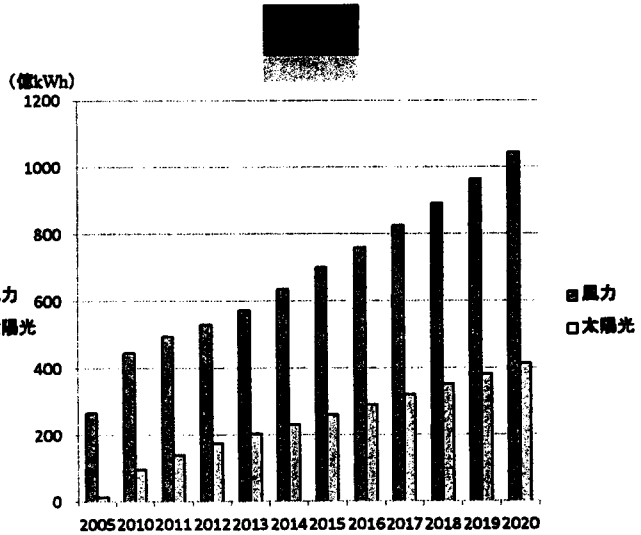
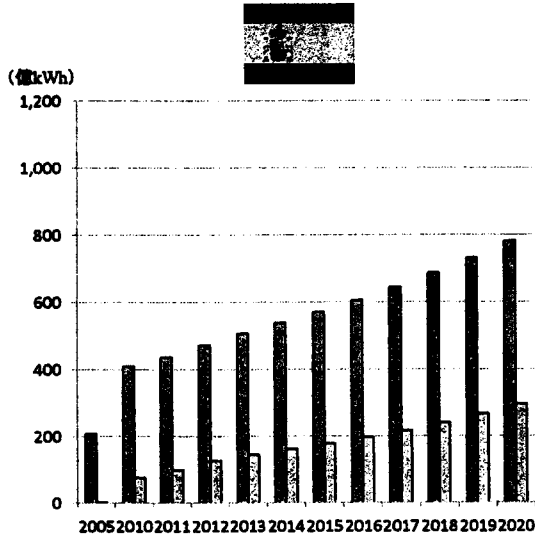
## 参考. 欧州の固定価格買取制度について



- スペイン、ドイツ等再生可能エネルギー先進国では、太陽光発電より風力発電を中心に導入を進めてきており、各国がEUに対して登録している導入見通しによれば、今後もその傾向は続く見通し。
- 我が国の場合も、将来的に再生可能エネルギーの導入割合を増加させるためには、量的効果の見込める風力発電についても、バランスを取りつつ、進める必要。

スペインにおける導入実績及び導入見通し(発電能力)

ドイツにおける導入実績及び導入見通し(発電能力)

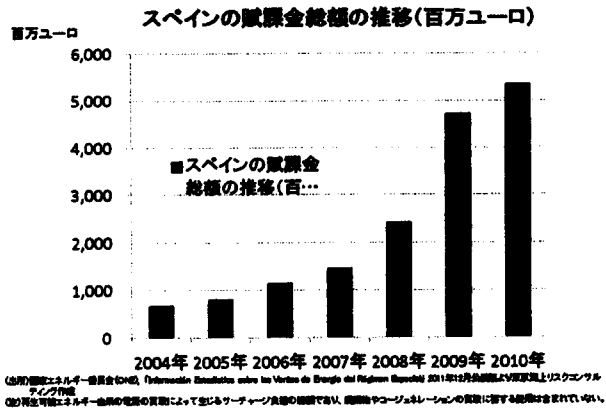
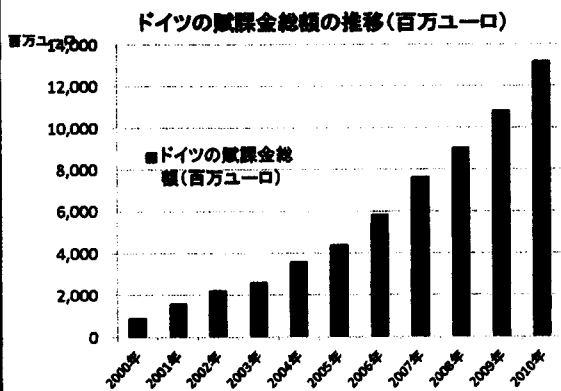


(出典: "SPAIN'S NATIONAL RENEWABLE ENERGY ACTION PLAN 2011-2020" より作成)

(出典: "Federal Republic of Germany, National Renewable Energy Action Plan in accordance with Directive 2009/28/EC on the promotion of the use of energy from renewable sources" より作成)

ドイツ及びスペインにおける固定価格買取制度の負担額の推移

- 欧州の賦課金額は、近年急速に拡大(2011年時点でドイツは14.7ドル/月)
- これに比して、我が国の賦課金額(2012年時点で1.09ドル/月)は、ドイツの2000年頃の水準。



(出所) ドイツ連邦環境省、「Development Renewable Energy Sources in Figures」より資料エネルギー庁作成

(出所) 再生可能エネルギー委員会(IREC)、「Información Estadística sobre los Valores de Energía del Programa Especial 2011年12月30日現在及び12月31日現在」  
IREC報告書は、スペイン各地の発電所によって生じるワーファイン負荷の総額であり、国境間ネットワークの負荷に必ずしも対応しているとは限らない。

一般家庭の電気料金及びサーチャージ負担の国際比較

	日本(2012)	ドイツ(2011)	スペイン(2009)
一般家庭の電気料金	87ドル/月	97ドル/月	64ドル/月
一般家庭のサーチャージ	1.09ドル/月	14.7ドル/月	5.7ドル/月 (原油、買取総額の3~6割にあたる未回収分が存在。配電会社に赤字が発生。)
サーチャージ単価	0.36セント/kWh	4.9セント/kWh	1.9セント/kWh

◆当該資料に関するお問い合わせ

中部経済産業局 エネルギー対策課  
電話052-951-2775

◆制度に関する最新の情報

※以下のホームページをご覧ください

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>

資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室

電話03-3501-1511 内線4455~4458までお願いします。

